

令和 8 年 第 1 回 定例会

# 浦 白 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 3 日 開会

令和 8 年 3 月 1 7 日 閉会

浦 白 町 議 会

## 浦臼町議会第1回定例会 第1号

令和8年3月3日（火曜日）

### ○議事日程

- |           |  |
|-----------|--|
| 1         | 会議録署名議員の指名                               |
| 2         | 会期の決定                                    |
| 3         | 諸般報告                                     |
| 4         | 行政報告                                     |
| 5 承認第1号   | 専決処分した事件の承認について〔令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）〕   |
| 6 議案第2号   | 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）                    |
| 7 議案第3号   | 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）              |
| 8 議案第4号   | 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）             |
| 9 議案第5号   | 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について               |
| 10 議案第6号  | 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画について                    |
| 11 議案第7号  | 浦臼町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定について           |
| 12 議案第8号  | 浦臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について     |
| 13 議案第9号  | 指定管理者の指定について（浦臼町立診療所）                    |
| 14 議案第10号 | 指定管理者の指定について（浦臼町歯科診療所）                   |
| 15 同意第1号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて            |
| 16        | 令和8年度町政執行方針                              |
| 17        | 令和8年度教育行政執行方針                            |
| 18 議案第11号 | 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について（概要説明まで） |
| 19 議案第12号 | 令和8年度浦臼町一般会計予算（概要説明まで）                   |
| 20 議案第13号 | 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計予算（概要説明まで）             |
| 21 議案第14号 | 令和8年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算（概要説明まで）            |
| 22 議案第15号 | 令和8年度浦臼町下水道事業会計予算（概要説明まで）                |

○出席議員(8名)

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	6番	静川広巳君		5番	中川清美君
	4番	野崎敬恭君		3番	高田英利君
	2番	土屋慎一君		1番	砂場明君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課長	城宝睦己君
総務課主幹	安田良弘君
総務課主幹	早坂隆広君
住民課長	明日見将幸君
住民課主幹	國田幹夫君
福祉課長	齊藤淑恵君
福祉課主幹	粟野敏朗君
産業課長	馬狩範一君
産業課主幹	山崎哲君
建設課長	上嶋俊文君
建設課技術者	竹田圭一君
会計管理者	中田正刀君
教育委員会事務局長	横井修司君
教育委員会主幹	小田修司君
農務局主幹	位田勝君
農業委員会会長	笹木政廣君
代表監査委員	

○出席事務局職員

局長	國田朋子君
書記	藤澤翔太郎君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席議員は8名です。定足数に達しております。  
ただいまから、令和8年第1回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、4番野崎議員、5番中川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（小松正年君）

日程第3、諸般の報告を行います。  
初めに、令和7年第4回定例会以降、本日までの議長政務報告をお手元に配付してありますのでお目通し願い、主なもののみ報告します。  
2月5日から6日にかけて、令和8年第1回空知町村議会議長会定期総会が妹背牛町で開催され、出席してまいりました。昨年10月に行われました令和7年第2回定期総会以降の会務報告の後、令和8年度事業計画並びに令和8年度歳入歳出予算について原案のとおり決定いたしました。その後、会場を北竜町温泉に移動し、懇親会に出席してまいりました。

以上を持ちまして、議長政務報告といたします。

次に、監査委員より令和7年12月から令和8年2月に実施した例月出納検査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、ご承知願います。

次に、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、ご承知願います。

以上、3件について報告済みといたします。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

##### ○議長（小松正年君）

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

川畑町長。

##### ○町長（川畑智昭君）

皆さんおはようございます。

令和8年第1回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶と行政報告を申し上げます。

本日をもって召集いたしました第1回定例会では、議案14件、同意1件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第4回定例会以降の動静につきまして1点ご報告を申し上げます。

先月14日の午後6時12分頃に水道配水管の破裂事故が発生いたしました。国道275号線、森商店から鶴沼方向へ約100メートルの地点で配水本管が破裂したため、道道奈井江浦臼線沿いの6世帯において約3時間の断水が発生いたしました。

町では企業団からの連絡を受け建設課職員を非常召集し、企業団と連携して影響が懸念される道道沿いなど12戸に対し聞き取り調査と給水パックの配布を行っております。破裂箇所が特定された後には、応急対応として鶴沼市外から石狩川方向へ分岐する代替配水ルートへ切り換えを行い、一時的な復旧を図っております。

午後9時15分頃、漏水箇所の止水が完了し断水も解消されたことが確認されたため、建設課職員は解散しています。なお、先月26日には破裂箇所の復旧工事も完了し、通常ルートでの運用に完全復旧しているところです。

今回の事故では、戸数や断水時間ともに比較的軽微な影響にとどまったとはいえ、町民の皆様にはご不便とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。また、管路の老朽化が全国的な問題となる中、特別古いとは言えない本町でこのような事態が発生したことは大変重く受けとめ、企業団とともに今後の不測の事態に備えてまいりたいと思っております。

以上、配水管破裂事故のご報告といたします。

##### ○議長（小松正年君）

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。

これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第4回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、何点かにつき報告をさせていただきます。

1月11日に開催しました浦臼町二十歳を祝う会につきましては、10名の出席をいただき、門出を祝福いたしました。

2月13日の教育課程柔軟化サキドリ研究校事業説明会では、空知教育局から義務教育指導官と教育支援官、学校教育指導班主査が当該事業への申請をしておりました浦臼小学校へ来校され、次期学習指導要領における調整授業時数制度の円滑な実施のため、文部科学省が令和8年度から実施いたします当該事業における今後の取り組みについての説明と、学校管理職への指導助言をいただいております。2月17日にはサキドリ研究校に指定された旨の通知もいただいております。子供たちの資質能力の向上のため教育局にもお力添えをいただきながら、浦臼小学校を支援してまいります。

次に本年度、小学校5年生と中学校2年生を対象に行われました令和7年度全国体力運動能力調査の結果についてでございますが、小学校の男子では握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳びで全国平均を上回りましたが、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げで全国平均を下回っております。また、女子では50メートル走以外の全ての種目で全国平均を上回りました。中学校の男子では握力、50メートル走、立ち幅跳びで全国平均を上回り、女子では握力、長座体前屈、20メートルシャトルラン以外は全国平均を上回りました。今後改善を図りながら、体力向上に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 承認第1号

○議長（小松正年君）

日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、議案書の5ページをお開きください。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）

令和8年1月19日

浦臼町長 川畑智昭

一般会計補正予算第8号につきまして、予算書にてご説明を申し上げます。予算書のご用意をお願いいたします。

承認第1号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ379万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9731万1000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月19日

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。8ページをお開きください。

2款総務費、5項4目衆議院議員選挙費、補正額379万9000円の追加でございます。2月8日に投開票の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る所要額を計上するものでございます。なお、10節需用費の燃料費におきまして、鶴沼改善センター及び晩生内地区コミュニティセンターの二投票所内に臨時設置するストーブ用燃料の購入費用として、また、13節使用料及び賃借料におきましては、ポスター掲示板設置箇所の除雪費用を計上するものでございます。

歳出合計379万9000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

14款国庫支出金、3項1目総務費委託金、補正額379万9000円の追加でございます。歳出にてご説明の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る委託金を計上するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の379万9000円の追加となっております。

以上が、承認第1号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）の内容でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

本件を承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（小松正年君）

日程第6、議案第2号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、予算書のご用意をお願いいたします。

議案第2号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）。

令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億9511万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億219万5000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債の補正」による。

令和8年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表繰越明許費補正についてご説明申し上げます。9ページをお開きください。

1. 追加でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、JR地籍測量等業務、金額693万円でございます。隣接地権者との現地確認作業に時間を要したことから、受託者との調整が遅延し、今年度中の業務完了が困難な見込みとなったため、令和8年度に所要委託費を繰越しするものでございます。

8款消防費、1項消防費、事業名、砂川地区広域消防組合負担金事業、金額3056万6000円でございます。当該組合本部の指令台更新におきまして、受託者都合により、今年度中の業務完了が困難な見込みとなったため、令和8年度に所要負担金を繰越しするものでございます。

次に、2. 変更でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、物価高騰対応重点支援地方創生事業、金額4460万円を3030万円に変更するものでございます。第6号補正予算にて議決をいただきました物価高騰支援商品券発行事業及び物価高騰支援水道料金減免事業につきまして、今年度執行見込みの精査により、令和8年度所要額を変更するものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正についてご説明をいたします。10ページをお開きください。

1. 追加でございます。

業務委託や利用料、工事請負につきまして、令和7年度から令和8年度の期間で設定する事項と限度額を、また施設の指定管理につきまして、令和7年度から令和12年度の期間で設定する事項と限度額を記載順に読み上げます。

行政センター等清掃業務委託料、限度額581万1000円。

公用車運行業務委託料、限度額158万4000円。

例規データベースシステム更新等業務委託料、限度額293万7000円。

財務会計システム保守業務委託料、限度額320万円。

ホームページ保守業務委託料、限度額56万8000円。

ネットワーク機器等保守業務委託料、限度額209万4000円。

戸籍電算システム保守業務委託料、限度額13万1000円。

総合行政システム保守業務委託料、限度額3393万4000円。

住民基本台帳ネットワーク保守業務委託料、限度額69万7000円。

戸籍クラウド利用料限度額567万円。

地理情報システム保守業務委託料、限度額70万円。

健康管理システム保守業務委託料、限度額462万6000円。

子育て支援センター管理委託料、限度額1244万8000円。

ごみ収集運搬業務委託料、限度額1702万8000円。

町立診療所超音波診断装置保守点検業務委託料、限度額19万6000円。

11ページをご覧ください。

町立診療所診療所デジタル画像診断システム保守点検業務委託料、限度額58万1000円。町立診療所X線透視撮影システム保守点検業務委託料、限度額157万1000円。

し尿収集運搬業務委託料、限度額1358万1000円。

一般廃棄物最終処分場水処理施設維持管理業務委託料、限度額370万5000円。

町立診療所セキュリティ業務委託料、限度額59万4000円。

浦臼町農産物処理加工施設ぶどうの丘恵彩館ジュース等製造施設に係る指定管理、限度額、基本協定書または年度協定書で定める金額。

浦臼町農産物処理加工施設ぶどうの丘恵彩館ブドウ果搾汁施設に係る指定管理、限度額、基本協定書または年度協定書で定める金額。

田園空間博物館石造り倉庫に係る指定管理、限度額、基本協定書または年度協定書で定める金額。

浦臼町米穀乾燥調製貯蔵施設に係る指定管理、限度額、基本協定書または年度協定書で定める金額。

減量化施設管理業務委託料、限度額213万8000円。

鶴沼公園等管理業務委託料、限度額1509万5000円。

自然休養村センター管理運営業務委託料、限度額1903万円。

自然休養村センターセキュリティ業務委託料、限度額15万円。

町道等維持補修業務委託料、限度額2708万2000円。

道路舗装補修工事、限度額560万円。

防災行政無線保守点検業務委託料、限度額64万8000円。

12ページをお開きください。

外国語指導助手業務委託料、限度額624万8000円。

学校情報機器保守点検業務委託料、限度額495万円。

小荷物専用昇降機定期点検業務委託料、限度額26万4000円。

障害者福祉システム保守業務委託料、限度額456万1000円。

以上、35の事項でございます。これらの業務につきましては、令和8年度当初から業務の履行を可能とする必要があるため、追加するものでございます。

次に、第4表地方債の補正についてご説明をいたします。13ページをご覧ください。

2. 変更でございます。

起債の目的、緊急自然災害防止事業債、限度額2360万円を5130万円に変更するものでございます。JR踏切部改良工事、川8号線道路改良舗装工事及び中津沿岸線道路補修事業を過疎対策事業債から当起債に振替えしたことに伴い、変更するものでございます。今回の地方債の補正における起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、全起債共通の内容となっております。起債の方法につきましては、証書借入。利率につきましては6.5%以内といたします。ただし、利率見直し方式で借

り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。償還の方法でございますが、政府資金につきましてはその融資条件によるものとし、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる、とするものでございます。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものといたします。

次に、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明を申し上げます。28ページをお開きください。

なお、今回の補正予算の主な内容につきましては、不用額及び各事業の決算見込みに基づく精査、事業費の確定に伴うものでございます。主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額2484万1000円の減でございます。1節報酬におきまして会計年度任用職員の任用減により減額するとともに、4節共済費におきましても報酬の減額に伴い生ずる負担金を不用額として減額するものでございます。

2目財政管理費、補正額2836万9000円の追加でございます。24節積立金におきまして、公共施設建設基金へ4876万9000円、減債基金に5230万円、残余分の5912万円につきましては、財政調整基金等に積立てするものが主な増額要因でございます。なお、ふるさと浦臼応援基金1億3500万円を減額するものでございます。

3目企画費、補正額2256万7000円の減でございます。8節旅費におきまして、地域間交流事業の執行残、11節役務費におきまして、町PRに係る広告費用の執行残、13節使用料及び賃借料におきましてガバメントクラウド利用料の共同負担按分割合に伴う執行残、17節備品購入費におきましてシンクライアント端末2台の未購入分を減額するものでございます。

30ページをお開きください。

7目生活交通対策費、補正額2067万6000円の減でございます。14節工事請負費におきまして、JR軌道等撤去時工事の執行残の減額。18節負担金補助及び交付金におきまして、タクシー等乗車負担金ほか3事業につきまして決算見込みに基づき減額するものでございます。

8目諸費、補正額2799万9000円の減でございます。7節報償費から18節負担金補助及び交付金におきまして、ふるさと納税の決算見込みに基づき、それぞれ減額するものでございます。

10目自治体情報システム標準化等事業費、補正額563万1000円の減でございます。12節委託料におきまして、戸籍情報システム等標準化対応業務委託ほか、3業務の契約残を減額するものでございます。

2項1目職員給与費、補正額229万3000円の減でございます。4節共済費におきまして、特別職に係る独自削減実施に係る負担金を減額するものでございます。

32ページをお開きください。

3款民生費、1項5目障害者福祉費、補正額810万円の減でございます。19節

扶助費におきまして、給付費減により減額するものでございます。

34ページをお開きください。

2項5目児童福祉施設費、補正額834万1000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、認定こども園運営事業者に対する運営助成金及び認定こども園等の事業者に対し交付しております施設型給付費等は、公定価格の上昇により決算見込みを精査し、運営助成金につきましては減額、施設型給付費等は追加計上するものでございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額575万8000円の減でございます。1節報酬から13節使用料及び賃借料、36ページをお開きください、18節負担金補助及び交付金までの各節におきまして決算見込みに基づき精査し、減額するものでございます。

2目後期高齢者医療費、補正額442万5000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、前年度の療養給付費の精算を次年度に行うことに伴う減額。27節繰出金におきまして、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を当該特別会計の決算見込みに基づき減額するものでございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額374万円の減でございます。12節委託料におきまして、各種検診に係る受診者の減や任意接種等をはじめとする予防接種者の減に伴い、不用額をそれぞれ減額するものでございます。22節償還金利子及び割引料におきましては、令和6年度受け入れ済みの国庫補助金の一部につきまして、確定額に合わせ歳出予算より返還するものでございます。

2項清掃費、38ページをお開きください。2目し尿処理費、補正額211万5000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、申請実績がなかったことにより、減額するものでございます。

3項1目診療所費、補正額2951万4000円の減でございます。各節におきまして、契約残を減額するものでございます。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額828万9000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、各事業の執行見込みに基づく精査による不用額の減となっております。

40ページをお開きください。

8目水利施設管理費、補正額1248万6000円の減でございます。各節におきまして執行見込みに基づく精査による不用額の減となっております。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額1007万4000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、外灯組合事業運営補助金及び中小企業振興助成金につきましては、助成実績に伴う減額、企業立地促進事業助成金につきましては、申請実績がなかったことに伴う減額でございます。

42ページをお開きください。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額1628万8000円の減でございます。14節工事請負費におきまして、川8号線道路改良舗装工事ほか3工事に係る執行残を減額するものでございます。

3目橋梁維持費、補正額688万1000円の減でございます。12節委託料、14節工事請負費におきまして執行残を減額するものでございます。

3項2目公営住宅整備費、補正額735万2000円の減でございます。14節工事請負費におきまして、執行残を減額するものでございます。

8款消防費、1項消防費、44ページをお開きください、1目消防費、補正額252万1000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、人件費上昇分を追加計上するものでございます。

9款教育費、2項小学校費、2目スクールバス運営費、補正額389万8000円の減でございます。17節備品購入費におきまして、スクールバス購入に係る契約残を減額するものでございます。

4項1目社会教育総務費、補正額104万1000円の減でございます。13節使用料及び賃借料におきまして、福祉バス利用によりバス借上料の減。46ページをお開きください、18節負担金補助及び交付金におきまして、申請がなかったことにより減額するものでございます。

11款公債費、1項1目元金、補正額1299万6000円の追加でございます。22節償還金利子及び割引料におきまして、縁故債繰上償還実施分を追加計上するものでございます。

歳出合計、1億9511万6000円の減でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。14ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、1目個人分、補正額157万9000円の追加でございます。均等割につきましましては、賦課実績におきまして納税義務者数が当初見込みを上回ったことに伴い追加するものであり、所得割につきましましては、予算計上時見込み収納率からの収納率向上分に係る追加計上となっております。

2目法人分、補正額620万4000円の追加でございます。法人からの申告納付額の増加に伴う法人税割の追加が主な要因でございます。

2項1目固定資産税、補正額492万1000円の追加でございます。償却資産が増となったことが主な追加要因でございます。

3項1目軽自動車税、補正額127万9000円の追加でございます。登録後13年経過の車両に課されます重課税率分の増が主な増額要因でございます。

4項1目町たばこ税、補正額289万8000円の減でございます。収入見込み額を考慮し精査したものでございます。

2款地方譲与税から16ページをお開きください、9款地方特例交付金につきましましては、交付見込み額を考慮し精査したものでございます。

10款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額5358万5000円の追加でございます。

普通交付税の再算定に伴う追加計上でございます。

12款分担金及び負担金、1項3目農林水産業費負担金、補正額408万1000円の減でございます。収入見込みに基づき減額するものでございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、18ページをお開きください、1目総務使用料、補正額119万4000円の追加でございます。収入見込み額を考慮し精査したものでございます。

14款国庫支出金、20ページをお開きください、2項2目衛生費国庫補助金、補正額484万1000円の減でございます。2節診療所費補助金におきまして交付見込み額を考慮し精査したものでございます。

4目土木費国庫補助金、補正額3880万8000円の減でございます。1節道路橋梁費補助金及び2節住宅費補助金におきまして、交付額確定に伴い減額するものでございます。

6目総務費国庫補助金、補正額334万8000円の追加でございます。1節総務管理費補助金におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付見込みによる追加計上でございます。

15款道支出金、2項道補助金、22ページをお開きください。3目衛生費道補助金、補正額2166万7000円の追加でございます。1節衛生費補助金におきまして、交付見込み額を考慮し精査したものでございます。施設整備促進事業給付金につきましては、建築資材高騰分に係る給付金として計上するものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額604万3000円の減でございます。各種農業関係補助事業の事業費確定に伴う精査でございます。

16款財産収入、2項2目物品売払収入、補正額100万円の追加でございます。1節物品売払収入におきまして、スクールバス2台の売却金を追加計上するものでございます。

17款寄付金、1項寄付金、24ページをお開きください。1項2目ふるさと応援寄付金、補正額1億3700万円の減でございます。申し込み件数の減に伴い減額するものでございます。なお、企業版ふるさと納税寄付金につきましては、受領実績に基づき、計上するものでございます。

19款諸収入、26ページをお開きください。5項1目貸付金元利収入、補正額670万1000円の追加でございます。開業医保証融資預託金返還金を計上するものでございます。

20款町債、1項2目総務債、補正額4320万円の追加でございます。過疎地域持続的発展特別事業、いわゆる過疎対策事業ソフト分に充当する起債額を計上するものでございます。

3目衛生債、補正額3840万円の減でございます。診療所建替事業に係る事業費の確定に伴い、起債額を精査するものでございます。

5目土木債、補正額2220万円の減でございます。道路橋梁事業及び河川事業の事業費確定に伴い、それぞれ起債額を精査するものでございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額8363万8000円の減でございます。財政調整に伴う財政調整基金への繰戻し3370万5000円、街路灯維持に関する事業費の確定に伴う基金への繰戻し70万円。ふるさと浦臼応援基金充当事業の事業費確定に伴う基金への繰戻し4293万3000円、札沼線代替交通関連事

業費の確定に伴う基金への繰戻し1630万円。公共施設建設基金への繰入れ1000万円をそれぞれ計上するものでございます。

歳入合計、歳出と同額、1億9511万6000円の減でございます。

以上が、議案第2号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

議事の進行上、歳出から進めたいと思います。

予算書の28ページをお開きください。

2款総務費から38ページ、4款衛生費まで、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

29ページの財産管理費の中の、JR地籍測量等業務委託料なのですが。その前に繰越明許費の中に追加で、JR地籍測量等業務が令和7年度中にできなくて令和8年度に繰越しということなのですが、結構長い時間かかっているような気がするのですが、現在このJR地形測量で対象となる地区もそうでしょうけれど、相手側の関係する人方との協議なり、そういった諸々の状況というのですかね、どのような協議をしているのか。また、今はどの程度進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

今のご質問にお答えをさせていただきます。

進捗の方はまだちょっと精査の方をうまくできておらず、きちんとお答えができるほど進捗できていないという状況が現状でございます。来年度には皆さんと調整をして、売買の方に移れるように進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

次に、38ページ、5款農林水産業費から最後まで質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

それでは次に、歳出全款にわたって質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

それでは次に、歳入に入ります。

歳入全款にわたり質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

歳入歳出全般にわたって質疑を受けます。全款にわたって質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第2号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（小松正年君）

日程第7、議案第3号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

議案第3号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ104万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2186万4000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出より説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

なお、今回の補正予算につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。主なもののみ説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、198万2000円の追加でございます。24節積立金において、財政調整基金に積み立てするものであります。

2項徴税费、1目賦課徴収費、5万3000円の減額でございます。続きまして2款1項1目、空知中部広域連合納付金62万1000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金において、空知中部広域連合への国民健康保険の分布金が確定したものでございます。

4款保健医療費、1項1目特定健診事業費、26万8000円の減額でございます。歳出合計104万円の追加でございます。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。6ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、204万5000円の追加でございます。算定基礎となる所得額が増額したことによるものでございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金7万7000円の減額でございます。

4款諸収入、2項3目雑入、137万5000円の追加でございます。令和6年度空知中部広域連合国民健康保険事業の精算金であります。

5款繰入金、1項1目、一般会計繰入金、230万3000円の減額でございます。一般管理費及び広域連合への分賦金確定に伴う減額でございます。

歳入合計、歳出と同じ104万円の追加でございます。

以上が、議案第3号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第3号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長(小松正年君)

日程第8、議案第4号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹(國田幹夫君)

議案第4号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6004万8000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、44万5000円の減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、44万4000円の追加でございます。調定見込み額の増による、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金が増となったものでございます。

歳出合計1000円の減額でございます。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。6ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、20万9000円の減額でございます。

2目普通徴収保険料、157万4000円の追加でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、136万6000円の減額でございます。

歳入合計、歳出と同じ1000円の減額でございます。

以上が、議案第4号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。  
以上です。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。  
歳入歳出一括して質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。  
これより議案第4号を採決します。  
本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。  
（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。  
したがって、議案第4号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。  
ここで、休憩をとりたいと思います。  
11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時54分  
再開 午前11時05分

○議長（小松正年君）

それでは会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第5号

○議長（小松正年君）

日程第9、議案第5号 浦臼町過疎地域持続的発達発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案書7ページをお開きください。  
議案第5号 浦臼町過疎地域持続的発達発展市町村計画の一部変更について。

浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第８条第１０項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年３月３日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和３年第３回定例会におきまして議決賜りました当該計画におきまして、計画事業の追加が必要となったことに伴い変更するものでございます。

８ページをお開きください。

区分、３ 産業の振興におきまして、事業名、（３）経営近代化施設、農業。事業内容、取入口揚水機場整備事業を追加するものでございます。事業主体につきましては、町でございます。

取入口揚水機場のポンプ整備につきまして、保全整備が必要であるため本計画に追加するものでございます。

以上が、議案第５号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第５号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第５号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第６号

○議長（小松正年君）

日程第１０、議案第６号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案書9ページをお開き願います。

議案第6号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画について。

浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和3年4月1日に施行され令和13年3月31日までの時限立法であります、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき策定しました現行計画が今年度末日をもって終期を迎えることから、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を計画期間とする浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するしよとすものがございます。

本計画につきましては、北海道が策定しております北海道過疎地域持続的発展方針に基づき、北海道と協議を行いながら、基本的方向性や到達すべき目的と基本的な施策を示したものでございます。

また、法で定めます特別措置の適用を受けるためには本計画の策定が必須であり、過疎対策事業債を活用し推進していくにあたり本計画を策定するものでございます。

これまでの経過につきまして簡単にご説明申し上げます。

昨年11月に北海道に対しまして、事前協議といたしまして本計画素案を提出しております。事前協議終了後の同年12月16日から本年1月9日までパブリックコメントを実施いたしました。提出されたご意見等はございませんでした。その後、北海道に対しまして正式協議といたしまして本計画案を提出し、北海道より2月4日付けで異議のない旨の回答をいただいております。

それでは内容につきまして、別冊でお配りしております参考資料、浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画（案）に沿ってご説明申し上げます。

目次をめくっていただきまして、区分1といたしまして、基本的な事項について記載しております。

1ページをお開きください。

（1）浦臼町の概況におきましては、町の地理的概略や基幹産業、観光拠点、過疎の状況等について記載してございます。

3ページをお開きください。

（2）人口及び産業の推移と動向におきましては、人口減少や少子高齢化が見込まれる旨を記載しており、産業別就業人口の推移についてもあわせて記載してございます。

5ページをお開きください。

(3) 行財政の状況につきましては、町の駅組織体制、6ページでは財政状況、7ページにおきましては主要公共施設等の整備状況について記載してございます。

8ページをお開きください。

(4) 地域の持続的発展の基本方針におきましては、農業や生活環境、福祉事業の整備、学校教育におけるICT教育の推進などを過疎対策事業として実施し、これまでの課題に対応してまいりました。今後の取り組みにつきましては、北海道過疎地域持続的発展方針や、今年度策定いたしました第5次浦臼町総合振興計画などの上位計画に基づきまして、安全・安心な暮らしの確保と持続可能な地域づくりを進めていくこととしております。

9ページをご覧ください。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標といたしまして、令和12年度の人口を1465人、令和11年度までの移住者増加目標を、第三期浦臼町総合戦略に基づき16人としております。(6) 計画の達成状況の評価に関する事項につきましては、毎年度住民組織等への報告を行うこととしており、(7) 計画期間では令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年としております。(8) 公共施設等総合管理計画との整合性につきましては、施設面における基本的な取り組みの方向性を示している公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、長寿命化を推進していくとともに、施設の集約化や廃止などを行い、保有総量の維持・縮減に取り組んでいくこととしております。

以上が、基本的な事項についての内容でございます。恐れ入りますが、目次にお戻りいただきます。

施策の区分につきましては、2. 移住定住地域間の地域間交流の促進、人材育成から、13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項までの12の区分に分類し、施策区分ごとに現況と課題について整理し、その対策や既存事業を含めた具体的な事業を本計画書、10ページから47ページまで記載してございます。

48ページから58ページまでは、過疎地域持続的発展特別事業分といたしまして、ソフト事業に関わる事業概要を抜き出した資料となっております。

なお、本計画策定後、搭載すべき事業などが生じた場合には、ハード事業・ソフト事業ともに従来どおり計画変更により対応してまいります。

以上が、議案第6号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画についてでございます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。  
これより議案第6号を採決します。  
本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。  
(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。  
したがって、議案第6号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（小松正年君）

日程第11、議案第7号 浦臼町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。  
早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案書の10ページをお開きください。  
議案第7号 浦臼町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定について。  
浦臼町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例を次のように制定する。

令和8年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、ソーラーパネル等の太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業等地域との共生を図り、地域住民などの安全な生活環境と本町の良好な自然環境と環境保全を図るため、本条例を制定しようとするものでございます。

11ページをお開きください。

浦臼町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例でございます。内容をご説明申し上げます。

太陽光発電の普及に伴いまして、景観や自然環境の悪化などが全国各地で問題となっている事例や地域とトラブルになっている事例が散見されております。このような中で、昨年6月に全員協議会におきまして条例制定の目的や条例案についてご説明させていただき、その後、パブリックコメントを実施し、意見公募を行いました。このような経過を経て、本議会に議案提出させていただいたものでございます。

第1条におきましては、地域住民などの安全な生活を本町の環境保全を保つために、太陽光発電事業と地域が共生を図るため、本条例において、太陽光発電施設の設

置及び管理について基本的かつ必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条では、基本理念といたしまして町、事業者、地域住民などが相互に密接な連携を構築し、地域の活力向上及び持続的発展を図るとともに、生活環境や景観、自然環境に対し適切に配慮しなければならないことを定めております。

第3条では、本条例における用語の定義を定めております。

第4条から次のページ、第6条において、町、事業者、町民等の責務をそれぞれ定めております。

第7条では、太陽光発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を指定し、事業者に対し、事業区域に含まないように求めることができるものとするとともに、第8条では第7条で規定する抑制区域を指定しております。

第9条から次のページの第11条において、事業者が太陽光発電施設の設置前に行わなければならない手続きについて定めております。

14ページをお開きください。

第12条から第15条においては、事業者が太陽光発電施設を設置後に行わなければならない手続き及び維持管理について定めております。

第16条及び第17条においては、事業者に対し、太陽光発電事業に関する資料などの提出や職員の立ち入り調査をすることができることとしているとともに、立入検査を行う職員は身分証明書を携帯する旨を定めております。

15ページをお開きください。

第18条第1項において、事業者に対し指導または助言を行うことができることとしております。また、第2項各号のいずれかに該当する場合には勧告を行うことができるとともに、第19条におきまして、正当な理由なく勧告に従わない場合は事業者の氏名等を公表できることと定めております。

第20条におきまして、本条例の施行に関し必要な事項については、規則に委任する旨を定めております。

附則、施行期日といたしまして、第1項におきまして、本条例は令和8年4月1日より施行することとしております。

経過措置といたしまして、次のページの第2項及び第5項では、既設事業者については、設置前設置前手続きに関する規定及び工事完了の届出に関する規定を適用しないこととしております。

第3項では、既設事業者は、町長の求めに応じて太陽光発電事業計画認定申請書などの提出に関して協力するよう努めることとしております。

第4項では、既設事業者は事業者の氏名及び住所などに変更が生じた場合は届け出を行わなければならないとしております。

第6項では、太陽光発電施設の廃止に関する規定は施行日から起算して30日以内に廃止しようとする場合を除き、全ての事業者に適用することとしております。

第7項では、太陽光発電施設の維持管理や立入調査などに関する規定は全ての事業者に適用することとしております。

以上が、議案第7号 浦臼町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定に

ついでの内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。  
以上です。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。  
これより議案第7号を採決します。  
本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。  
(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第7号 浦臼町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第8号

○議長（小松正年君）

日程第12、議案第8号 浦臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案書の17ページをお開き願います。

議案第8号 浦臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

浦臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和8年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭。

提案理由でございますが、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正後の子ども・子育て支援法において、生後6か月から満3歳未満で保育施設等に在籍していない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となる「乳児等通園支援事業こども誰で

も通園制度」に対応した給付制度として乳児等のための支援給付が創設され、令和8年4月から全国で開始されます。本給付制度の対象となる事業者は、市町村が条例により定めた基準に従い乳児等通園支援を提供しないといけないことから、令和8年度からの制度開始に向け本町の基準を条例で定めるものでございます。

条例の制定にあたっては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して定めることとされており、本町の条例については、国の定める基準と異なる内容を定める特段の事情がないことから、国の基準どおりとしております。

それでは内容につきまして説明いたします。18ページをお開き願います。

この条例は3章33条で構成されております。

第1条は、本条例が子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業を行う事業者が遵守すべき運営基準を定めるものであるという趣旨を明記しております。

第2条では、事業者が子どもの人権に配慮し、その健やかな育ちを支援すること。また、地域や家庭との連携を密に行うという事業の根拠となる精神を定めております。

19ページになります。

第3条は事業者の利用定員について定め、第4条では、利用開始前に子ども及び保護者と面談を行い、心身の状況並びに養育環境を把握することなどを、第5条では、事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒否してはならないことを規定しております。

20ページになります。

第6条では、事業者は市町村が行うあっせん及び要請に対しできるだけ協力することを、第7条では、利用申し込み後、事業提供者は支援支給認定証の事項を確認すること。第8条では、認定を受けていない保護者から申し込みがあった場合には、認定の申請のために必要な援助を行うこと。第9条では、子どもと保護者の心身の状況の把握に努めること。第10条では特定教育・保育施設との連携に努めること。第11条では、支援を提供した際に内容を記録すること。第12条では、事業者が市町村から直接支援給付費を受領できる代理受領の仕組みを規定しております。

21ページ下段になります。

第13条では、事業者が代理受領した給付費額を保護者に対して通知することを義務付けております。

22ページになります。

第14条では取扱方針について、第15条では、事業者が自ら又は外部の評価を定期的に受け、常に質の改善を図ることを、第16条では、子ども及び保護者からの相談に適切に応じ、助言や援助を行うことを、第17条では緊急時の対応について、第18条では不正支給を受け、または受けようとした場合は遅滞なく市町村に通知しなければならないことを規定しております。

23ページになります。

第19条では、事業者が提供を行わない日や留意事項などの運営規定を定めておく

こと。第20条では勤務体制の確保等について、第21条では利用定員を超えて提供を行ってはならないことを、第22条では、事業所に重要事項などを掲示することを定めております。

24ページになります。

第23条では子どもの差別的取扱いの禁止を定め、第24条では、事業所職員による虐待等の禁止について、第25条では、職員及び職員であったものが業務上知りえた子どもや家族の秘密を漏らしてはならないという守秘義務を定め、第26条では、保護者が事業者を選択しやすいよう支援の内容等の情報提供を行うこと。第27条では、金品その他の不当な対価を收受することの禁止を定めております。

25ページになります。

第28条では、事業者は保護者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するための体制を講じ、市町村から求めがあった場合、改善内容を報告することを義務付けており、第29条では地域との連携等を規定しております。

26ページになります。

第30条では、事故発生防止のための指針を整備し、事故が発生した場合は直ちに町保護者等に連絡し必要な措置を講じるとともに、損害賠償を速やかに行うことを規定しております。第31条では、事業の趣旨を明確にするため他の事業と会計を区分して管理することを、第32条では、事業者が支援記録、苦情内容、自己の記録などを整備し、完結の日から5年間保存することを定めています。

27ページになります。

第33条では、本条例において書面で行うことが規定されているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができるとしています。

28ページをお開き願います。

附則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上が、議案第8号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第8号 浦臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長(小松正年君)

日程第13、議案第9号 指定管理の指定についてを議題とします。

柴田議員。

○7番(柴田典男君)

退席をお願いしたいと思います。

○議長(小松正年君)

柴田議員の退席を認めます。

(柴田議員退席)

○議長(小松正年君)

それでは、提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹(國田幹夫君)

議案書の29ページをお開き願います。

議案第9号 指定管理者の指定について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、下記の事項に関して議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項及び浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年浦臼町条例第20号)の規定に基づき、施設の指定管理者として指定するにつき議決を求めるものであります。

議決を求める事項につきましては、1. 指定管理者の管理を行わせようとする施設の名称、浦臼町立診療所。

2. 指定管理者となる団体の名称、医療法人社団ちむぐくる、代表者仲泊正守。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日。

以上が、議案第9号 指定管理者の指定についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(小松正年君)

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立多数です。

したがって、議案第9号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時36分

（柴田議員入場）

再開 午前11時36分

○議長（小松正年君）

休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程第14 議案第10号

○議長（小松正年君）

第日程第14、議案第10号 指定管理の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

それでは議案書の30ページをお開き願います。

議案第10号 指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記の事項に関して議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

浦臼町長川畑智昭

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項及び浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年浦臼町条例第20号）の規定に基づき、施設の指定管理者として指定するにつき議会の議決を求めるものであります。

議決を求める事項につきましては、1. 指定管理者の管理を行わせようとする施設の名称、浦臼町歯科診療所。

2. 指定管理者となる団体の名称、医療法人社団天佑会、代表者渡邊裕也。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日。

以上が、議案第10号 指定管理者の指定についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第10号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 同意第1号

○議長（小松正年君）

日程第15、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて。

固定資産評価審査委員会委員に次のものを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

まず、住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□。氏

名は森川勇樹。生年月日につきましては、□□□□□□□□□□になります。

提案理由といたしまして、現職にある森川氏の任期が令和8年5月6日をもって満了するためのものがございます。

十分ご審議いただきまして、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより同意第1号を採決します。

本件を、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

ただいまから、昼食のため休憩いたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時30分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第16 令和8年度町政執行方針

○議長（小松正年君）

日程第16、令和8年度浦和町政執行方針を行います。

町政執行方針について説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

令和8年第1回浦和町議会定例会の開催にあたり、新年度に向けた基本的な考え方と重点的な施策についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私が2期目の町政を担わせていただいてから間もなく2年が経過し、任期の

折り返し点を迎えます。この間、公約としていた多世代交流施設えみると新たな町立診療所の2施設がオープンいたしました。それぞれ好評をいただきご利用いただいているところですが、特にえみるにつきましては、これまでの行事や催しに加え、新たな活用も次々と生まれています。私は就任時に「にぎわいの町づくり」をスローガンとして掲げましたが、目標に少し近づけたのかと思うところであり、町民の皆様の活発なご利用に感謝するところです。また、同じくにぎわいという意味では、昨年は町内において様々な活性化への取り組みが動き出した年でもありました。若手農業者の皆さんによる農産物の付加価値向上、ブランド化への積極的な取り組みや、地域おこし協力隊による地元産品を使ったビジネス展開など、地域を思い新たな視点での活動が活発化したことを非常に心強く感じているところでございます。

こうした動きがある一方で、少子高齢化と人口減少の進行に歯止めがかかっておらず、本町においても地域の担い手不足や医療福祉、公共交通など各種行政サービスの将来的な維持が現実の課題となっています。北海道の人口が500万人を割り、日本人の人口が毎年90万人規模で減少する全国的に非常に厳しい環境となっていますが、大都市圏を除き大多数は同様な傾向にあり、いかに進行を遅らせることができるか、交流人口、関係人口を含めた積極的な取り組みが求められています。また、喫緊の人口問題に加え、町民の皆様が穏やかな日常生活を送る上で、世界や日本を取り巻く環境の変化が直接的な影響を及ぼしています。世界各地で続く紛争や国際情勢の緊張の高まりは、エネルギーや食料の供給不安を招き、物価高騰として町民生活に影響を与え続けています。更に、一昨年から続いた米価の高騰が今後どのように推移するのか、また、大幅な見直しが伝えられている水田政策の動向など、今年は農業者の皆様が今後明るい展望を持てるか否かの重大な分岐点になると考えています。加えて、近年頻発する豪雨や猛暑、地震などの自然災害は、日常の安全を脅かす現実的なリスクとして、特に高齢化の進む本町において防災・減災対策の重要性はますます高まっています。

このように社会環境が大きく揺れ動く時代にあつてこそ、現実をしっかりと認識し、町民の皆様の思いを受け止めながら「生活」と「経済」、そして「安全」を守り支えていかななくてはなりません。新年度におきましても「にぎわい」をキーワードとして、1歩ずつ着実に町民と地域の活力につながる施策に取り組んでまいります。なお、今後の町政運営にあたりましては、厳しさの続く財政状況に十分留意し、財源の確保、効率化に努めながら施策・業務を推進し、町民の負託に応えるよう努力してまいります。町民の皆様並びに議員各位におかれましては、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度の町政執行に臨むにあたり、今後進めていく基本政策の柱を「地域経済を支える産業の振興」、「暮らしを支える生活基盤の充実」、「子どもたちを健やかに育む環境づくり」、「連帯意識を高め安心安全な地域づくり」の大きく4本に定め、具体的に推進していく施策、事業の一端を述べさせていただきます。事務事業の優先順位を見極めながら予算を編成いたしましたので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

最初は、「地域経済を支える産業の振興」であります。

まず、本町の基幹産業である農業につきまして、主要作物である水稲に関しては、例年同様の高温傾向が続いた上、収穫期には連日の降雨となり、新たな作況単収指数で「96」と、収量的にはやや少ない結果となりました。しかし、一昨年夏から続く米価高騰の流れは昨年へと引き継がれ、ご苦労されてきた農業者の皆様にとっては2年続けて安堵の年となったものと思われまます。2026年産米の価格、またその先の水田政策の行方が懸念されるされる所ですが、価格適正化を重点項目とし、20年続く制度を目指すとする政府の今後の対応に期待する所です。町としては、基本法並びに食料システム法にのっとり、スマート農業や農作業の省力化の支援、収益性の向上など多岐にわたる事業に取り組むこととし、町単独の対応あるいは北海道、JA等農業団体等との連携により推進してまいります。

町では一昨年11月、ヤンマーアグリジャパン株式会社北海道支社と協力連携協定を締結し、昨年は無人トラクターによる全層心土破碎試験と、衛星データとAIを活用した作業支援システムの実証に取り組みました。先進技術の導入に対する農業者の意識は高まっており、購入に対する支援を継続するとともに事前の判断材料の提供のため、皆さんの意見を伺いながら新たな試験項目に取り組んでまいります。また、スマート農業推進の基盤となるRTK信号の受信環境について、機器利用者への現状調査を実施します。

農産物の多様化と高収益化を目指し、生産振興を図ってきたにんにくにつきましては、助成開始から4年が経過し、作付面積は本町で6.5ヘクタール、JAピンネ全体では12ヘクタールとなり、市場からも高評価を得ていると聞いています。今後とも産地化に向け、支援の継続と商品開発に取り組み、一層の作付拡大に努めてまいります。また、希少種となったキングメルティーにつきましては、昨年生産農家によるブランド化や食育の取り組みが活発化し、本年は新たに栽培を開始する農業者も出てきています。引き続き生産振興、流通改善への取り組みを支援してまいります。

新規就農者対策につきましては、営農対策協議会が主体となって取り組んでおり、引き続き受け入れの実現に努めてまいります。また、昨年からは北海道の「新規就農者対策重点強化事業」のモデル地域指定を受け、現状把握と課題共有を図ってまいりました。新年度におきましては、経営継承等より具体的な検討を進めてまいります。

農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、担い手への農地の集積・集約化に努めます。地域計画をベースとして、農地中間管理機構などの制度も活用し農地利用の再編を進めてまいります。

有害鳥獣対策として、昨年は北海道、東北地方中心にクマの出没が過去最多となり、多数の人身被害が発生する事態となりました。災害級とも表される事態に、国は9月から緊急銃猟を法制化するとともに、警察が専門チームを設置し銃猟による駆除可能な制度を開始しています。町といたしましては、当分は警戒期間の継続が見込まれることから、今後とも猟友会、道、警察との連携により、実効ある駆除体制を確立してまいります。また、有害鳥獣の侵入防止のための電気牧柵設置に対する支援を新年度も継続いたします。

かねてから懸案となっております石狩川河川敷の取水口揚水機場は、更新に向けこれまで開発局と鋭意協議を進めてまいりました。新年度におきましては、現地において土砂の堆積を予測するための水質調査が実施されることになり、整備計画として早期に採択されるよう今後とも要請を続けてまいります。

次に、商工業、観光関連についてでございます。

まず、商工業につきましては、人口減少による購買力の流出や経営者の高齢化と後継者の不在により、昨年は長年地域に貢献いただいた事業所の廃止が相次ぎ、身近なサービス提供の場が減少する非常に厳しい状況にあります。今後も同様な傾向が続くことが見込まれており、商工会関係者との協議機会を設け、現状を共有し対応を検討してまいります。また、プレミアム商品券の発行を継続するとともに、中小企業支援事業の利用促進を図り新規出店や店舗改修を支援してまいります。

昨年、地域おこし協力隊により、飲食店とキッチンカーの2店舗が新たに開業いたしました。既存店舗の減少が進む中、地元農産物の積極的な活用や地域の魅力を対外的にアピールする発信源ともなっており、サポートの継続及び新規起業に対する支援を行ってまいります。

また、地域おこし協力隊など外部人材の発想力、発信力は地域住民に対しても大きな刺激となっており、今後におきましても幅広い分野で募集を行い、地域の活性化に努めてまいります。

地元特産品や農産物を都市生活者に対し、直接販売、PRするイベントが道内各地で開催されており、商業事業者、農業者の皆様と協力して積極的に参加をしてまいります。

続いて観光分野ですが、まず道の駅につきましては昨年、既存出店者や町民の皆様から多くのご意見をいただき、改めて道の駅に対する期待の高さを感じたところです。また、事業費の抑制と財源の確保に対するご指摘もあり、しっかりとした方向性と財源を担保した上で次の段階に進めてまいります。新年度につきましては、道の駅等商業施設の管理運営実績のある事業者のアドバイスをいただきながら実施設計に着手し、合わせて指定管理者の事前選考について検討し取り進めてまいります。

温泉につきましては、施設運営が昨年度から町の直営となり、委託方式で従業員を確保する体制となっており、新年度におきまして同様な体制を維持し、町民及び町外利用者の需要に応じてまいります。

次に、「暮らしを支える生活生活基盤の充実」でございます。

まずは生活全般につきましては、高齢化の進行や運転免許証の自主返納が進む本町において、日常生活を支える公共交通は極めて重要な生活インフラとなっています。しかし、相次ぐ民間事業者の撤退により、現在は全ての公共交通を委託、あるいは事業者の収支不足を町が補填することを前提に運行しており、大きな負担を伴っているのが現状です。運航体制の見直しは急務となっており、民間路線が廃止となる近隣市町との連携を深めるなど、将来とも持続可能な体制の構築に向けて協議を進めてまいります。

前段で申し上げたように、駅前エリアを再びにぎわいと活気に満ちた場という思

いから設置いたしました多世代交流施設「えみる」は、一昨年を超える多くの皆様にご利用いただいております。昨年は王子江画伯にご来場いただき、絵画展を開催し好評をいただいたところです。今後とも、絵画の活用も含め町内外の方々に親しまれる施設として、活発な利用促進に努めてまいります。

公営住宅につきましては、「浦臼町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度においても各団地の維持補修を行い、良好な住環境づくりに努めてまいります。住宅の新築や中古住宅の購入・改修に対する支援を継続するとともに、新たな分譲候補地の選定に努めてまいります。

また、町内に潜在する空き家の情報収集を進め、町の助成制度も周知しながら空き家・空き地バンク制度を活用した定住化を促進してまいります。

次に、町民税等の納付に関し、新年度からこれまでの各税目を合算して納付する集合主税方式から、それぞれ個別に納付する単税方式に変更いたします。これに合わせ、自宅のパソコンやスマホを用いたキャッシュレス納付を導入し、納税者の利便性を高め負担の軽減を図ってまいります。

上水道につきましては、近隣3町で水道企業団を構成し、地域住民に対し安心安全な飲料水を供給しておりますが、給水人口の減少、施設の老朽化など課題も明らかになってきています。今後の適正な管理運営体制を構築するため、構成町と検討を進め方向性を決定してまいります。

廃棄物の処理に関しましては、ごみステーションの保管ボックスの通年設置や大型化など多くのご意見をいただいているところであり、改めて調査を行い、意向を確認した上で年次的に整備を進めてまいります。

道路橋梁では計画に則り、改修工事及び局所的な補修を実施し、適正な維持管理に努めてまいります。本年度につきましては、中村西7線道路改良工事、浦臼沢線ほか踏切部改良工事を、また橋梁につきましては、第1札的橋、第2黄臼沢橋の補修工事を予定しているところです。

次に、医療保健福祉分野についてです。

まず、町立診療所につきましては、昨年9月に供用を開始し、町民の皆様コンパクトで利便性の高い施設として快適にご利用いただいているところです。また、11月にはX線CT装置の更新も完了しており、疾病の早期発見、治療につながる高度な検査環境を維持してまいります。なお、新年度につきましては外構工事を予定しており、駐車場の整備をもって全ての建替工事が完了いたします。

医療体制につきましては、診療所及び歯科診療所とも指定管理者の更新時期を迎えますが、両施設とも既存法人の継続で今回議案を提出させていただきました。最も身近な地域のかかりつけ医として安心して受診していただけるよう、関係者の皆様のご協力をいただきながら、安定的な体制確保に努めてまいります。

国民健康保険特別会計については、税収の動向を十分に勘案し、新年度におきましても適正賦課に努めてまいります。また、医療費適正化のため、引き続き特定健診や各種検診の受診勧奨を行い、病気の早期発見、早期治療により増加する医療費の抑制と健康増進に取り組んでまいります。

保健分野につきましては、生活の変化による様々な健康課題の解消に向け、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、引き続き生活習慣病と健診未受診者への対応に重点を置き、相談や訪問活動など本人に寄り添った支援を展開してまいります。また、高齢者の心身の多様な課題に対応するため、運動・口腔・栄養・社会参加等の視点から、保健事業と介護予防事業を一体的に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。

成人の歯科保健対策として、歯周病疾患は糖尿病や心臓病だけでなく、アルツハイマー型認知症にも影響を及ぼすことから、特定健診・後期高齢者健診等の集団健診時に空知歯科医師会の協力を得て、歯周病検診、後期高齢者歯科検診を実施し、予防対策を強化してまいります。

高齢者福祉につきましては、これからも住み慣れた地域で生活をし続けることができるよう、「地域包括支援センター」を中心に関係機関団体や医療機関と連携し、家庭訪問や介護予防事業、生活支援事業、ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業、認知症初期集中支援チームによる見守り活動を継続してまいります。

認知症や障害などの理由で、財産管理や介護福祉サービスの利用契約などひとりで判断が難しい方のための相談窓口として、町単独で「成年後見支援センター」を昨年度から開設しておりますが、より理解を深めるための講演会を実施し、それと並行して情報提供や相談業務を行ってまいります。

感染症重症化予防対策では、予防接種法に基づき小児及び高齢者の定期接種と任意接種を引き続き実施し、带状疱疹ワクチン接種に対しての助成措置を継続するとともに、新型コロナについても浦臼診療所で接種を受けられるよう協議を進めてまいります。

次に、環境分野につきましては、一昨年のゼロカーボン宣言に基づき地球温暖化対策実行計画の事務事業編の策定を完了し、まずは公共施設のLED化や、公用車更新時の環境対策車の導入など年次的に取り組むを進めてまいります。区域施策編につきましては、町民にとって有効・有益なものとなるよう、調査検討を進め早期の策定に努めます。

また、社会問題ともなっている太陽光発電施設の設置に関し、新年度から町や事業者等の責務を定めた条例の制定について本定例会へ上程しており、再エネ事業と地域との共生、環境の保全に努めてまいります。

3点目は、「子どもたちを健やかに育む環境づくり」でございます。

妊娠期から出産・子育て期、思春期まで切れ目のない支援を一体的に行う拠点として、国が進めている「子ども家庭センター」を新年度から保健センター内に開設します。支援を必要とするこども妊産婦等にはサポートプランを作成し、保健・福祉等の関係機関が連携し、相談・支援を早期に共有連携することで、子どもの健やかな成長と家庭の安心を母子保健・児童福祉の観点から支えてまいります。

続いて教育分野につきましては、教育行政執行方針において学校教育、社会教育ともに詳細に述べられており詳しくは申し上げますが、新年度におきましては、海洋センターの大規模改修と小中学校のLED化を進めてまいります。また、将来的な課

題である義務教育学校や部活の地域移行につきましては、教育委員会と連携し引き続き検討を続けてまいります。

続いて、「連帯意識を高め安心安全な地域づくり」についてでございます。

昨年、空知地域では大きな自然災害の発生のない年となりましたが、十勝釧路地方では道内で初めて線状降水帯が発生し、また12月に青森県東方沖で発生した地震では、道内にも後発地震注意情報が発令されるなど、非常に身近なところで極端な事象が発生しています。町では3年前から専門的知識・技能を持つ防災マネージャーを配置し、昨年は晩生内地区において避難訓練を実施するなど、実際の体験を通じて「自助」、「共助」、「公助」に対する意識や現場での対応力を高めていただけたと思います。新年度につきましても、他の地区での避難訓練の実施や備蓄品の更新強化など、全町的な防災力の向上に努めてまいります。

年次的に行っています河川護岸や河床整備につきましては、豪雨災害に備え今後とも計画的に進めてまいります。新年度につきましても、ラウネナイ川改修工事を実施してまいります。

町からの情報点伝達の手段として、現在、通信アプリLINEを使った発信を行っていますが、即時性の高い有効な情報ツールとして、防災情報をはじめ各種情報の提供のため今後とも利用者拡大に努めてまいります。

全国的に発生している特殊詐欺による被害は、年々増加、巧妙化が進む実態にあります。今後とも町民が悪質な被害に遭わないよう、防災無線などによる情報提供や注意喚起に努めてまいります。また、電話の会話を録音する機器の無償配布を継続し、被害の防止と防犯意識の向上に努めてまいります。

交通安全対策については、悲惨な事故防止に向け滝川警察署をはじめ関係団体及び町民の参加、協力をいただきながら、交通安全運動を推進してまいります。

最後に、行政運営について2点申し上げます。

まずは、町と北海道との職員の総合交流についてでございますが、新年度からの実施に向け道と協議を進めています。派遣する職員には、新たな環境や業務を通してスキルアップや人的つながりの広がり期待するものでございます。

次に、浦臼町史の編纂準備の開始についてです。町史は平成11年の開基百年の記念事業として発刊されてから26年が経過しました。間もなく30年となることから、新年度から現町史以降の掲載事項について調査を開始し、将来の発刊に備えてまいります。

以上、令和8年度の町政執行にあたっての4つの柱の概要について申し上げます。人口減少や少子高齢化の進展に加え、急激な物価上昇や自然災害への対応など、依然として厳しい社会情勢が続く中ではありますが、「にぎわいの町づくり」の実現に向け、今後とも努力を惜しまず、強い意志と責任感を持って町政運営に取り組んでまいります。また、厳しい財政状況が続くこととなりますが、健全な行財政基盤の確立を目指し、既存事業の見直しを含めた経費の節減・合理化に努めるとともに、安定した財源の確保と各種基金の適切な運用を図ってまいります。今後とも新たな総合振興計画を基本として、町民の皆様が安心・安全に暮らし続けることのできるまちづく

りを目指し、着実に歩みを進めてまいります。

町民の皆様並びに議員各位の一層のご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げます、令和８年度の町政執行方針といたします。

以上です。

#### ◎日程第１７ 令和８年度教育行政執行方針

##### ○議長（小松正年君）

日程第１７、令和８年度教育行政執行方針を行います。

教育行政執行方針についての説明を求めます。

河本教育長。

##### ○教育長（河本浩昭君）

令和８年第１回浦臼町議会定例会にあたり、浦臼町教育委員会が所管の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

地球規模で進む気候変動や不安定な国際情勢などに加え、デジタル化やグローバル化が加速度的に進み、急速な変化が現実化する中、子どもたちが未来を主体的に切り開いていくためには、変化に対応し、自ら学び、創造する力、課題を解決する力、他者と協働する力、そして多様な価値観を尊重する寛容な心を育んでいくことが必要であり、予測困難な時代を生き抜く民主的で持続可能な社会の創り手の育成のため、令和の時代に即した教育行政の推進に努めてまいります。

まず、教育行政の執行にあたり、浦臼町教育大綱に掲げる「確かな学力・心豊かな人間性・健やかな身体の調和のとれた発達」の目標を踏まえ、一人一人が輝いて生き抜く力、「笑顔で生き生き学ぶ」教育の推進を引き続き基本方針といたします。

次に令和８年度の重点施策につきまして、「学校教育の充実」及び「社会教育の推進」の大きく２つに分けて申し上げます。

学校教育の充実の一つ目は、「社会に立ち向かっていける力の育成」、確かな学力の定着であります。

学校運営につきましては、コミュニティ・スクールをはじめ、地域の力を活用し、学校と地域がパートナーとして、子どもたちの成長を支え、ICTを活用した取組等により、小規模校の強みを最大化し、確かなる力と心やさしい人づくりを推進します。

また、校長をはじめとする学校管理職の時代の変化を捉えた経営ビジョンを確実に実現する強いリーダーシップの下で、質の高い教職員集団を形成し、教職員一人一人が学校経営の参画意識を持ち、組織の力で児童生徒等に向かっていく教育、子どもが主語の教育の実現に努めます。

教育課程につきましては、「生きる力」を支える「知・徳・体」の調和を重視し、伝統文化を尊重し、ふるさとを大切にすることを育み、学習意義「何ができるようになるか」をより明確にしながら、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を地域と共有し、次期学習指導要領改訂を見据えた授業時数の弾力化への準備も視野に入れながら、教科等横断的な視点に立った教育課程の編成を図り、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実に努めます。

また、ふるさと教育では、地域の教育資源を活用した体験的な学習活動の推進、姉妹校、嶺北中学校との様々な交流やアイヌの人たちの歴史・文化等に関する教育の充実に努めます。

学習指導につきましては、個別最適な学びと、協働的な学びを一体的に推進し、目指す資質・能力の三つの柱、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成を意識し、教師が「教える人」から「学び方を支える人」への意識改革を行い、子どもが主語の実践により主体的・対話的で深い学びの観点から、授業改善を図ります。

小学校においては、学びの基礎が重要であること、また、複式学級編成を回避するため、町独自に教諭を配置し、学びの支援を続けます。

また、「学習の基盤となる資質・能力」の一つに位置付けられた情報活用能力の抜本的な向上に向けて、タブレット端末を日常的に活用し、学習支援アプリやAIドリル等の導入、ICT支援員の配置による学校DXの推進により教職員を支援し、指導体制の充実、整備に努めます。

さらに、SDGsの視点に立った環境教育の推進などのESDの推進、各教科等や「総合的な学習の時間」における教科等横断的な学習等の実践などの推進に努めます。

特別支援教育は共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別支援コーディネーターを中心に、個々の教育的ニーズに応じた対応に努めます。

園小中連携につきましては、目指す姿を共有し、園児の小学校訪問や小学生の中学校登校など、こども園、小・中学校のスムーズな接続や連携の強化に努めます。

また、小1プロブレム、中1ギャップの未然防止、小・中学校間の乗り入れ授業の実践により子どもの不安解消に努め、小学校における教科担任制の導入など、義務教育9年間を見通した学習指導や生徒指導の連携強化を図ります。

外国語教育につきましては、外国語指導助手を中学校に通年配置し、中学校英語教育の充実、小学校においては、子どもたちが英語で日常的なコミュニケーションができる力を身に付けられるよう努めます。また、こども園へのALT派遣を継続いたします。

学校教育の充実の二つ目は、健やかで、人の優しさ、痛みのわかる心の育成、豊かな心と健やかな体であります。

道徳教育につきましては、答えが一つではない課題に子どもたちが道徳的に向き合い、考え、議論することにより、物事を多面的・多角的に考え、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育の推進に努めます。

いじめ・不登校につきましては、望ましい人間関係を醸成し楽しい学校生活を送るため、学級集団に関する情報を分析し児童生徒の意欲や解決すべき課題を把握するアンケート「hyper-QU」を全学年で継続的に実施し、児童生徒の支援ニーズの早期把握を進め、関係者やスクールカウンセラーとの連携を密にし、未然防止と早期発見、組織的な支援に努めます。

学校・家庭・地域と連携し、望ましいインターネットの利活用に向けたルールづくりや危機管理意識の向上を図るなど、情報モラル教育の浸透に努めます。

学校保健につきましては、早寝早起き朝ご飯を推奨し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着を図るとともに、児童生徒が感染予防対策を身に付けるよう、指導を行うなど、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための資質・能力の育成を図ります。

また、虫歯予防のため、小中学校をはじめ、認定こども園にもフッ化物洗口の有効性をPRし、普及に取り組みます。

学校教育の充実の三つ目は、安全・安心な学校、信頼される学校づくりであります。

教育の成果は、直接指導する教職員の資質・能力によるところが大きいことから、校内研修の充実、各種研修・研究会等への参加支援を図り、資質能力の向上に取り組みます。

また、教職員の服務規律の徹底と規範意識の向上に努めます。

子どもの安全確保につきましては、地震や台風などの自然災害から身を守るために必要な知識や能力等の育成に向け、危機管理マニュアルの確認、避難訓練や1日防災学校の実施などの防災教育の推進や事件・事故に対する危機予測、危機回避能力を身に付けさせる防犯教育を進めます。

学校における働き方改革につきましては、教職員が健康で働ける環境、子どもと向き合う時間の確保に向けて、改正給特法により策定を義務づけられた教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けた浦臼町立学校における働き方改革アクション・プラン、部活動の在り方に関する方針等に基づき、持続可能な学校運営体制の整備に努めるとともに、校務支援システムによる事務作業の負担軽減をはじめとするICTの一層の有効活用と校務用PCのクラウド化により、校務DXの推進を図ります。

中学校の休日部活動の地域移行につきましては、引き続き、体制を確立するための検討を進めてまいります。

学習環境の整備につきましては、本年度、小・中学校の照明のLED化工事を行い、施設の適切な維持管理に加え、令和の時代に即した学習環境を推進してまいります。

また、就学援助制度、高等学校通学等支援助成、高等学校通学生徒学習用情報通信端末導入支援助成、給食費の無償化等の負担軽減策を継続し、各種検定料の助成により、学びの意欲と基礎学力の向上に努めます。

社会教育の推進の一つ目は、「地域社会における連携と見守り」、地域における体制づくりであります。

地域の体制づくりにつきましては、小学生の安全・安心なふれあい、学びの場として「浦臼町子ども広場」を通年開設し、保護者のニーズに応じた運営体制の充実を図ります。

また、地域、町内会等が次代を担う子どもたちの健全育成を推進するための事業支援に加え、道立青少年体験活動支援施設ネイパルを活用するなど、地域の特色を活かした多様な体験活動を推進し、これからの活動の中核となるリーダーの育成に努めて

まいります。

乳幼児教育について、乳児にはブックスタート事業を継続し、読み聞かせボランティア活動への支援など子どもの読書に親しむ機会の推進に努めます。

読書環境の充実につきましては、読書活動推進計画に基づき、誰もが気軽に利用できる環境改善に努め、読書離れが懸念されていることから、小学校への移動図書事業を行い、啓発に取り組んでまいります。

社会教育の推進の二つ目は、笑顔で生き生き学べる社会の実現であり、人生100年時代と言われる時代にあって、充実した人生を送るには、地域における多様な学びの機会や個々の資質や能力を更新できる学びの場を充実させることが大切です。

文化・芸術につきましては、文化協会と協働し、活動の振興に努めます。また、本格的な施設環境で行われているミュージカル等を鑑賞できるよう、町民移動芸術鑑賞会を継続するなど、芸術に触れることにより、町民の感性を高め、心豊かで潤いの持てるかおり高い文化のまちを目指します。

社会教育関係団体の多くは、高齢化などにより活動する機会の減少が進んでおりますが、自主的かつ自発的な活動の支援と、幼児、少年、成人等の各世代を対象とし、生涯学習につながるような多様な社会教育事業の実施に努めます。

また、ALTによる小学1年生から4年生を対象とした「英語ふれあい教室」を本年度も継続いたします。

文化財につきましては、浦臼町文化財保存会に加え、令和7年度に設置した浦臼町歴史文化アドバイザーの協力をいただきながら、今日まで守り伝えられてきた財産の保護・保存を行うとともに、郷土の歴史、自然・文化遺跡資源等、歴史を通じた魅力の発信に努めます。

また、アイヌ遺跡や歴史的資料の保全・維持管理を適正に行ってまいります。

スポーツ振興のため、少子化人口減少社会に対応した活力ある生涯スポーツを目指し、もろくなど、誰もが参加できる楽しいスポーツのPRと場所の提供を推進し、子どもから高齢者までのどなたでも笑顔で汗を流せる環境を目指し、本年度B&G海洋センターの大規模改修を行うなど、各施設の適正管理、利用率の向上に努めます。

また、近年、児童生徒の体力・運動能力の低下や運動習慣の低減が進んでいることから、子どもたちの体力向上教室を継続し、運動習慣定着の推進を図ります。

以上、令和8年度に取り組む重点施策について申し上げます。

まちづくりは人づくりにあり、いつの時代も教育は国家社会の礎であります。次代を担う子どもたちが、主体的に、よりよい社会と人生を自ら創り出せる力の育成と、個人と社会のウェルビーイングの実現のために、教育は極めて重要であり、引き続き環境整備、環境施策の環境施策の実施に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます、令和8年度の教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

以上で執行方針を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○議長（小松正年君）

休憩を閉じ、会議を再開します。

お諮りします。

次に提案されます、日程第18 議案第11号から、日程第22 議案第15号までの案件につきましては、関連がございますので一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第19、議案第12号 令和8年度浦臼町一般会計予算、日程第20、議案第13号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第21、議案第14号 令和8年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第22、議案第15号 令和8年度浦臼町下水道事業会計予算につきましては、一括議題とすることに決定しました。

◎日程第18 議案第11号～日程第22 議案第15号（一括議題）

○議長（小松正年君）

これより、日程第18より順次提案内容の説明を求めます。

日程第18、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、提案及び説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の32ページをお開き願います。

議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与に関する特例措置条例（平成12年浦臼町条例第27号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、行財政改革の一環として平成12年度を初年度として実施してまいりました、町長、副町長及び教育長の給料月額を抑制措置を継続実施するとともに、退職手当の算出基礎として用いる給料月額については、抑制措置前の給料月額とする規定を追加するため所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

浦臼町長等の給与に関する条例（昭和43年浦臼町条例第33号）第3条の規定にかかわらず町長、副町長及び教育長の給料月額について規定する第2条中、抑制措置を講ずる期間をそれぞれ「令和8年4月から令和9年3月まで」に改めようとするものでございます。

なお、抑制後の給料月額につきましては抑制中の現行支給額と同額となっております。また、同条にただし書きを追加し、退職手当の算出基礎となる当該退職日における給料月額については、本特例措置条例に規定する抑制措置後の給料月額ではなく、町長等給与条例に規定する抑制措置前の給料月額とする旨を規定しようとするものでございます。

次に、本条例の時限措置について規定する付則第2項中、「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改めようとするものでございます。本改正に伴い、特別職の給料月額の抑制措置につきましては令和8年度末までの1年間、時限付きの延長措置を講ずることとするものでございます。

議案書の33ページにお戻り願います。

付則、本条例は令和8年4月1日から施行し、付則第2項の改正規定につきましては、公布の日より施行しようとするものでございます。

以上が、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、日程第19、議案第12号 令和8年度浦臼町一般会計予算の提案及び概要説明を求めます。なお、予算大綱につきましては、事前に配付してありますので、それぞれご覧ください。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいま議題となっております令和8年度浦臼町一般会計予算の概要についてご説明申し上げたいと存じます。

お手元に配付しております、令和8年度浦臼町各会計歳入歳出予算書の1ページをお開き願います。

議案第12号 令和8年度浦臼町一般会計予算。

令和8年度浦臼町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億9300万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5億円と定める。

令和8年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

最初に、第1条第2項に定めております歳入歳出予算につきまして、お手元に配付してございます横版の各会計予算案説明資料により説明させていただきます。

令和8年度の予算につきましては、第5次浦臼町総合振興計画の理念に基づき、町民が安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向けて、4本の基本政策を柱として、基幹産業であります農業の活性化に向けた支援や、スマート農業技術を活用した省力化などソフト事業への継続支援を行い、農産物のブランド化や高収益化を目指すとともに、新規就農者受け入れ事業など担い手対策を展開するなど、地域経済を支える農業の振興に資する予算を盛り込み、あわせて町民が安心して暮らすための必要な公共交通や医療など社会インフラを維持しつつ、老朽化が進む道路や橋梁などのインフラ整備を進め、また、町の魅力発信の拠点となる新道の駅舎舎の建設に向けた検討を取り進め、地域経済の活性化に向けた各種事業予算を組み込んだ編成としております。

それでは、令和8年度各会計予算案説明資料の1ページをお開きください。

ここでは令和8年度浦臼町各会計予算一覧表を掲載しております。

一般会計、特別会計及び企業会計4会計のものを、令和8年度、令和7年度を比較して登載してございます。4会計を合わせますと、令和8年度は41億2834万4000円となり、前年度対比3億2351万円の減額でございます。率にいたしまして7.3%の減となっております。

各会計ごとには、一般会計におきましては前年度比8.0%の減、国民健康保険特別会計では12%の増、後期高齢者医療特別会計では48.4%の増、下水道事業会計が17.3%の減となっております。

詳細につきましては後程説明させていただきますけれども、一般会計につきましては、町立診療所建替事業の本体工事やJR橋梁撤去工事、公営住宅中央団地改修事業など大型事業が完了したことに加え、役場の基幹系システムの標準化事業や教育DX推進事業が完了したことにより、主な減額の要因となっております。

それでは2ページをお開き願います。

令和8年度一般会計歳入歳出予算の、ここでは目的別ということで説明申し上げます。

まず、上段の括弧書きは令和7年度の当初予算を掲載しており、下段の部分につきましては今回予算提案している内容でございます。

それでは右側の歳出の方からご説明申し上げます。

1款の議会費です。3491万円の計上でございます。対前年度比2%の減となっ

てございます。金額にいたしまして、71万8000円の減でございます。

2款の総務費につきましては、10億9411万3000円、対前年度比19.6%の減となっております。金額にいたしまして2億6612万4000円の減でございます。主な減額要因につきましては、JR橋梁撤去工事が完了したことにより、9760万円の皆減。基幹系システムの標準化が完了したことにより、8128万9000円の皆減。ふるさと納税関連事業費として、近年の実績を考慮し寄付件数6000件、給付額にいたしまして1億2000万円を見込み、返礼品等にかかる予算5687万7000円を計上しております。対前年度比36.6%の減、金額にいたしまして3282万円の減少となっております。

3款の民生費につきましては、4億6177万2000円でございます。対前年度比1.8%の減、金額で867万2000円の減でございます。主な内容といたしましては、認定こども園運営助成金及び施設型給付費等で542万2000円の増。本年度4月より開設いたします子ども家庭センターの開設準備にかかる予算850万円が皆減となる一方で、4月から新たに実施されます乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度事業に係る支援給付費として102万円が皆増となっております。

4款の衛生費でございます。2億3667万6000円、対前年度比33.0%の減でございます。金額で1億1655万3000円の減額となっております。主な減額要因といたしましては、町立診療所建替や旧町立診療所の解体などが完了したこと、また、塵芥収集車の更新を終えたことにより皆減となるものでございます。また、新たに指定管理期間がスタートいたします町立診療所及び歯科診療所の運営支援金として3820万円を計上しております。

5款農林水産業費につきましては、4億5591万5000円の計上でございます。対前年度比6.7%の増、金額で2875万9000円の増でございます。主な増額要因といたしましては、米穀乾燥調製施設低温倉庫改修業務として委託料1億2485万円が皆増となり、また、継続事業といたしまして農業活性化支援事業に620万円、にんにく産業化支援事業に379万8000円、新規就農総合対策事業は、昨年と同様に地域おこし協力隊制度を活用し、農業体験・インターン事業を展開する予算を計上しております。

6款の商工費につきましては、1億8803万9000円の計上でございます。対前年度比33%の増、金額で4661万3000円の増額でございます。主な要因といたしましては、新しい道の駅駅舎の実施設計業務及び既存道の駅周辺施設の解体事業を合わせて、6730万9000円を計上するものでございます。

7款土木費につきましては、4億9888万円の計上でございます。対前年度比2.2%の減でございます。金額で1097万3000円の減となっております。主な内容といたしましては、JR踏切部4か所の改良工事、町道中村西7線及び町道中津沿岸線横断管改修工事等で1億420万円。橋梁長寿命化改修工事2橋分として3900万円。23橋分の橋梁点検及び2橋分の補修調査設計として4130万円。ラウネナイ川改修工事のほか、河川維持工事として4800万円。公営住宅整備として、

鶴沼第2団地1棟の解体工事及びスパーク・21B棟の換気設備改修工事を合わせまして1864万9000円を計上してございます。

次に8款の消防費でございます。1億3100万円、率にいたしまして21.2%の減でございます。金額で3516万1000円の減額となっております。減額の主な要因につきましては、消防本部の高機能指令台更新及びJ-A-L-E-R-T受信機更新完了に伴う皆減となるものでございます。

9款の教育費につきましては、2億1809万7000円、率にいたしまして1.4%の減でございます。金額で302万1000円の減額となっております。主な要因につきましては、小中学校におけるDX推進事業の完了によりかかる予算が皆減となる一方、小中学校のLED化工事として3210万3000円、老朽化が進んでおりますB&G海洋センターの大規模改修工事として6300万円を計上するものでございます。また、スクールバス運営費につきましては、新たに項立てをいたしまして予算の組替えをしてございます。

10款災害復旧費につきましては、100万円を計上してございます。前年度と同額でございます。

11款の公債費につきましては4億6759万8000円、対前年度比7.8%の増でございます。金額では3385万円の増額でございます。内訳といたしまして、通常の償還元金が4億4262万7000円、対前年度比2630万4000円の増となっております。償還利子につきましては2447万1000円、対前年度比704万6000円の増となっております。

12款の予備費につきましては、昨年同様500万円の計上でございます。

以上、歳出全款合計で37億9300万円でございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

こちらのページでは、令和8年度一般会計の歳出予算の性質別一覧となっております。増減幅の大きな部分や特徴的な部分のみご説明申し上げます。

まず、表の1段目、人件費につきましては6億7407万8000円の計上でございます。対前年度比2.5%の増で、1626万7000円の増額でございます。給与改定及び期末勤勉手当の支給月の増に伴うものでございます。

表の6段目、建設事業費につきましては6億5081万5000円の計上でございます。対前年度比31.9%の減、3億462万7000円の減額となっております。こちらは前年度に実施いたしました診療所建替工事や公営住宅改修工事、基幹水利施設取入口揚水機場の更新。

など、大型事業の減に伴うものでございます。

表の10段目、積立金につきましては1億2746万3000円の計上でございます。対前年度比30.9%の減、5691万4000円の減額となっております。ふるさと納税寄付金の減少を見込み、基金に積立てしようとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので1ページ戻っていただき、2ページをお開き願います。

まず、1款町税でございます。2億2452万6000円、前年度比で22.9%の

増、金額で4185万3000円の増額となっております。内訳といたしましては、個人住民税において令和7年度産水稻の作柄を考慮して課税所得の増加を見込み、4375万2000円の増。

法人住民税で41万6000円の増、固定資産税で3813万円の減、軽自動車税で33万2000円の減、町たばこ税は販売本数の減を見込み104万4000円の減、入湯税は10万9000円の減としてございます。

2款地方譲与税につきましては4207万6000円、前年度比で10.6%の減、金額で500万円の減額でございます。暫定税率の廃止に伴い減額を見込むものでございます。

3款利子割交付金につきましては5万1000円の計上でございます。

4款配当割交付金につきましては48万円の計上でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金は80万円の計上でございます。

6款法人事業税交付金につきましては280万円の計上でございます。

7款地方消費税交付金につきましては4080万円の計上でございます。

8款環境性能割交付金につきましては、自動車の環境性能割交付金廃止に伴い、0円としてございます。

9款地方特例交付金につきましては、900万円の計上でございます。前段でご説明いたしました揮発油譲与税の暫定税率及び環境性能割交付金の廃止に伴い、減額収入分につきましては減収補填特別交付金として見込むものでございます。

10款の地方交付税につきましては16億7000万円の計上でございます。対前年度比11.3%の増、1億7000万円の増を見込んでございます。普通交付税といたしまして15億円、特別交付税として1億7000万円を見込むものでございます。国の方からお示しされました令和8年度地方財政対策を勘案し、増額計上するものでございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましては1000円の計上でございます。

12款分担金及び負担金につきましては4204万2000円、対前年度比39.7%の減、金額で2768万6000円の減額でございます。主な要因につきましては、取水口揚水機場のポンプ更新工事の事業費減により、受益者分担金が減額となるものでございます。

13款使用料及び手数料につきましては8177万6000円の計上でございます。対前年度比1.1%の減、92万7000円の減額でございます。

14款の国庫支出金につきましては2億5058万4000円の計上でございます。5.5%減、金額で1450万2000円の減額でございます。主な要因につきましては、町立診療所の医療機器整備が完了し、関連補助金の皆減、また、公営住宅改修工事に関する事業費の減によるものでございます。後程歳出でご説明いたしますけれども、橋梁長寿命化事業や公営住宅の解体費及び家賃低廉化事業に対する交付金として9401万5000円。道の駅関連事業に対する地域未来交付金として3365万4000円を計上しているほか、児童福祉事業や僻地医療施設への運営支援などを見込んでございます。

15款道支出金につきましては2億5000万6000円の計上でございます。前年度比20.7%の減、金額で6434万6000円の減額でございます。主なものにつきましては取入口揚水機場の更新工事の事業費減に伴い、国及び道の負担分として6382万7000円が減額となるものでございます。

16款財産収入につきましては890万6000円の計上でございます。

17款寄付金につきましては1億2000万1000円を計上し、ふるさと納税による寄付金を6000件分見込むものでございます。33.3%の減となり、金額で6000万円の減額でございます。

18款繰入金につきましては1000円の計上でございます。

19款諸収入につきましては1億3984万1000円の計上でございます。11.2%の減、金額で1765万8000円の減額でございます。こちらにつきましては、鉄道施設撤去等の事業完了に伴い、受託事業収入の減が主な要因でございます。

20款の町債につきましては4億3670万円の計上でございます。63.7%の増、金額で1億6990万円の増額計上でございます。後程予算書にて詳細を説明させていただきますが、町道中村西7線道路改良舗装事業ほか、3路線の改良舗装事業、ラウネナイ川護岸改修事業、道の駅等の観光拠点施設整備事業など、13事業の財源として借入れを見込むものでございます。

最後になりますけれども、21款繰入金につきましては4億7260万9000円の計上です。対前年度比52.5%の減、金額にいたしまして5億2138万6000円の減額計上でございます。内訳といたしまして、街路灯維持基金から170万円、ふるさと納税の返礼品にふるさと応援基金から1億1665万円、札沼線代替輸送事業等基金から4150万円、公共施設建設基金から64万6000円、地域福祉基金から36万円、財政調整基金から3億1175万3000円を取り崩し、繰入れをする予定でございます。

以上が、歳入37億9300万円に対する説明でございます。

続きまして、第2条における地方債について説明を申し上げます。

予算書にお戻りいただきまして、9ページをお開き願います。

第2表地方債の一覧でございます。

それではまず、起債の目的でございます。下徳富第2排水機場整備負担金事業といたしまして、水利施設等保全高度化事業の直流電源盤改修負担金の財源として100万円を限度額とし、借入れをするものでございます。

起債の方法につきましては証書借入、利率につきましては6.5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金につきましてはその融資条件によるものでございますし、銀行その他の場合につきましては、債権者と協定するものによるものでございます。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございますので、説明

を割愛させていただき、以降、上から順に説明させていただきます。

町立診療所建替事業につきましては、町立診療所外構工事の財源として借り入れるもので、限度額は2620万円でございます。

次に、砂川地区保健衛生組合長寿化事業につきましては、マイクロガスタービン発電機及び粉碎分別機更新の財源として借り入れるもので、限度額は1210万円でございます。

次に、米穀乾燥調製施設低温倉庫改修事業につきましては、中心蔵倉庫内空調機器更新に係る財源として借り入れるもので、限度額は1億2820万円でございます。

次に、水利施設等保全高度化事業につきましては、浦臼取入口揚水機場の主ポンプ用減速機及び発電機更新の財源として借り入れるもので、限度額は70万円でございます。

次に、橋梁長寿化事業につきましては、第2越中沢橋の調査設計及び第1札的橋及び第2黄臼沢橋の補修工事の財源として借り入れるもので、限度額は2940万円でございます。

次に、中村西7線道路改良舗装事業につきましては、道路改良の財源として借り入れるもので、限度額は6280万円でございます。

次に、田宮線道路改良舗装事業につきましては、改良調査設計の財源として借り入れるもので、限度額は700万円でございます。

次に、大行寺線道路改良舗装事業につきましては、JR踏切部の前後にかかる改良調査設計の財源として借り入れるもので、限度額は760万円でございます。

次に、ふれあい通線道路側溝改修事業につきましては、側溝改修工事の財源として借り入れるもので、限度額は1330万円でございます。

次に、浦臼町立学校LED改修事業につきましては、小中学校のLED改修工事の財源として借り入れるもので、限度額は3290万円でございます。

次に、観光拠点施設整備事業につきましては、新しい道の駅駅舎の実施設業務及び既存の道の駅駅舎周辺施設の解体工事の財源として借り入れるもので、限度額は3550万円でございます。

次に、緊急自然災害防止対策事業につきましては、JR踏切部道路改良工事、中津沿岸線道路横断管改修工事、町道舗装補修工事及びラウネナイ川改修工事の財源として借り入れるもので、限度額は8000万円でございます。

以上、説明いたしました13件の事業に係る限度額合計は4億3670万円となっております。

以上が、令和8年度一般会計予算案の概要でございます。ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ここで暫時休憩といたします。

再開時間を15時ちょうどといたします。

休憩 午後 2時51分  
再開 午後 3時00分

○議長（小松正年君）

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、日程第20、議案第13号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては事前に配付しておりますので、それをご覧ください。  
明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

予算書136ページをお開き願います。

議案第13号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計予算。

令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2680万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、4000万円と定める。

令和8年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

続きまして予算の概要についてご説明を申し上げますので、歳入歳出予算事項別明細書にて歳出からご説明いたしますので、138ページをお開き願います。

1 款総務費、2982万円の計上でございます。前年度対比1603万6000円、116.3%の増となっております。主な要因につきましては、これまで事業ごとに計上しておりました人件費を、執行管理の一元化を図るため総務費へ集約したことによるものでございます。

2 款空知中部広域連合納付金、9656万4000円の計上でございます。北海道へ納付いたします国保事業納付金が増額したことによりまして、前年度対比404万5000円、4.4%の増となっております。

3 款諸支出金、30万円の計上でございます。保険税還付金といたしまして、前年度と同額を計上してございます。

4 款保険医療費、1万6000円の計上でございます。前年度対比648万1000円の減となっております。これまで事業ごとに計上してございました人件費を総務管理費に集約し、一元化したことによりまして、減額となったものでございます。

5 款予備費、10万円の計上でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、137ページをご覧ください。

1 款国民健康保険税、8428万4000円の計上でございます。前年度対比2224万3000円、35.9%の増となっております。算定基礎となります、農業所得の増を見込んでの予算計上となっております。

2 款財産収入、41万2000円の計上でございます。前年度比20万9000円の増で、財政調整基金の預金利子となっております。

3 款繰越金、1000円の計上でございます。科目設定として計上してございます。

4 款諸収入、9万7000円の計上でございます。前年度対比85万8000円、89.9%の減でございます。前年度実施いたしました北海道ガバメントクラウドの作業完了に伴いまして、皆減となるものでございます。

5 款繰入金、4027万9000円の計上でございます。前年度対比972万1000円、19.4%の減となっております。

7 款国庫支出金、172万7000円の計上で、皆増でございます。子ども・子育て支援金制度の創設に伴いまして、国保収納管理システムの改修に伴うものでございます。

財源の補助率は10分の10を予定してございます。

以上が、議案第13号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計、歳入歳出それぞれ1億2680万円の予算概要についてのご説明でございます。ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○議長（小松正年君）

次に日程第21、議案第14号 令和8年度浦臼町高齢後期高齢者医療特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては事前に配付してありますので、それをご覧ください。明日見課長。

#### ○住民課長（明日見将幸君）

予算書の167ページをお開き願います。

議案第14号 令和8年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7210万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

続きまして、予算の概要についてご説明を申し上げます。歳入歳出予算事項別明細書にて歳出からご説明をいたします。

169ページをお開き願います。

1 款総務費、858万4000円の計上でございます。前年度対比8万6000円の増額で、職員の人件費の増が要因となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、6332万円の計上でございます。前年度対比2342万8000円、58.7%の増となっております。主な要因は医療保険料の負担増となっております。

3款諸支出金、14万6000円の計上でございます。前年度対比1万4000円、8.7%の減となっております。保険料還付金として計上してございます。

4款予備費、5万円の計上で、前年度と同額の予算計上となっております。

続きまして、歳入についてご説明をいたしますので168ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、4669万7000円の計上です。算定基礎となります農業所得の増を見込みまして、前年度対比2096万4000円、81.5%の増となっております。

2款使用料及び手数料、1000円の計上でございます。科目設定としての計上でございます。

3款繰入金、2525万5000円の計上でございます。前年度対比255万円、11.2%の増となっております。

4款諸収入、14万6000円の計上でございます。前年度対比1万4000円の減でございます。保険料の還付金として計上してございます。

5款繰入金、1000円の計上でございます。科目設定としての計上となっております。

以上が、議案第14号 令和8年度浦臼町後期高齢者医療特別会計、歳入歳出それぞれ7210万円の予算概要についてのご説明でございます。ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、日程第22、議案第15号 令和8年度浦臼町下水道事業会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては事前に配付してありますので、それをご覧ください。  
上島課長。

○建設課長（上嶋俊文）

それでは、令和8年度浦臼町下水道事業会計予算を説明いたします。

令和8年度浦臼町下水道事業会計予算書をご覧ください。

1ページでございます。

議案第15号 令和8年度浦臼町下水道事業会計予算。

第1条 令和8年度浦臼町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）接続戸数421戸。

（2）年間処理水量7万2200立方メートル。

（3）一日平均処理量197立方メートル。

を予定するものでございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益、1億1415万6000円。支出、第1款下水道事業費用、8517万8000円で、3条予算につきましては差し引き2897万8000円のプラス収支を見込むものでございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入、640万円。支出、第1款資本的支出、5126万6000円で、4条予算につきましては、差し引き4486万6000円のマイナス収支を見込むものであり、この不足額4486万6000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48万6000円、当年度損益勘定留保資金1351万8000円、減債基金積立金2899万2000円及び過年度利益剰余金処分額187万円を補填するものといたします。

次のページをお開きください。

第5条は債務負担行為を定めるもので、事項としましてマンホールポンプ所管理業務委託料、期間、令和9年度、限度額を210万円とするものでございます。

次に第6条、企業債の発行に関し定めるものでございます。

起債の目的につきましては、下水道事業債、限度額を470万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

第7条につきましては、一時借入金の限度額を720万円と定めるものでございます。

以下、第8条には予定支出の各項の経費の金額の流用に関すること。

第9条には議会の議決を経なければ流用することのできない経費に関すること。

第10条には他会計からの補助金に関すること。

次のページでございます。

第11条には利益剰余金の処分に関することをそれぞれ定めております。

令和8年3月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

以上が、議案第15号 令和8年度浦臼町下水道事業会計予算の概要説明でございます。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

以上をもって、一括議題についての提案及び説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第18 議案第11号から、日程第22 議案第15号までの5件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第18 議案第11号から、日程第22 議案第15号までの5件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して

審査することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に、ただいま設置されました予算審査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行ってください。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時19分

○議長（小松正年君）

会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に、中川清美議員。

副委員長に、土屋慎一議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣告

○議長（小松正年君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、3月9日は午前10時から予算審査特別委員会を開催します。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時20分

## 浦臼町議会第1回定例会 第2号

令和8年3月17日（火曜日）

### ○議事日程

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 一般質問   |
| 2  | 議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について（予算審査特別委員長報告、討論、採決） |
| 3  | 議案第12号 令和8年度浦臼町一般会計予算（予算審査特別委員長報告、討論、採決）                   |
| 4  | 議案第13号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告、討論、採決）             |
| 5  | 議案第14号 令和8年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告、討論、採決）            |
| 6  | 議案第15号 令和8年度浦臼町下水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告、討論、採決）                |
| 7  | 議案第16号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）                              |
| 8  | 請願第1号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見の請願                              |
| 9  | 意見書案第1号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書                              |
| 10 | 所管事務調査について（総務産業常任委員会、議会運営委員会）                              |

### ○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	6番	静川広巳君		5番	中川清美君
	4番	野崎敬恭君		3番	高田英利君
	2番	土屋慎一君		1番	砂場明君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君

教	育	長	河	本	浩	昭	君
總	務	長	城	宝	睦	己	君
總	務	幹	安	田	良	弘	君
總	務	幹	早	坂	隆	広	君
住	民	長	明	見	将	幸	君
住	民	幹	國	田	幹	夫	君
福	祉	長	齊	藤	淑	恵	君
福	祉	幹	粟	野	敏	朗	君
産	業	長	馬	狩	範	一	君
産	業	幹	山	崎		哲	君
建	設	長	上	嶋	俊	文	君
建	設	者	竹	田	圭	一	君
会	計	長	中	田	帯	刀	君
教	育	局	横	井	正	樹	君
教	育	会	小	田	修	司	君
事	務	幹	位	田		勝	君
農	業	長	笹	田	政	廣	君
代	表	委		木			君
表	監	員					
查	委						
員							

○出席事務局職員

局	長	國	田	朋	子	君
書	記	藤	澤	翔	太	郎
						君

再開 午前10時00分

◎再開の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席議員は8名です。定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表の2日目に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 一般質問

○議長（小松正年君）

日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

おはようございます。それでは、令和8年第1回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。

まず一つ目ですが、町長に質問であります。町のLED化の現状ということで質問をさせていただきます。

蛍光灯は、水銀による健康リスクと地球環境への影響が主な理由となって、世界的に製造禁止になっております。日本では2027年末までに、直管型蛍光灯の製造と輸出入、一般照明用の全ての蛍光灯の製造禁止が決まっております。なお、一部の蛍光灯は2025年末までに製造と輸入が禁止されております。

令和6年第1回定例会一般質問において、私は、町施設のLED化の現状について質問しました。LED化が終わっている施設とこれからLED化を進めていく施設の説明を受け、順次進めていくと答弁いただきましたが、現段階での進捗状況について質問をいたします。

また、町が指定管理をしている施設や業務委託している施設、町内会などが管理している施設についても、今後どのようにLED化を進めていくのか質問をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員の1点目のご質問にお答えいたします。

公共施設におけるLED化の対応状況でございますが、前回、令和6年第1回定例会においてご質問いただいた時点における整備状況を数値化いたしますと、対象64

施設中、完了が23施設、一部完了が4施設、未対応が37施設であり、完了割合は37.5%でありました。

これを現時点の数値に置き換えますと、対象63施設中、完了が26施設、一部完了が4施設、未対応が33施設であり、完了割合は41.3%となり、少しずつではありますが整備が進んでいるところでございます。対象施設の1減につきましては、取壊しによるものです。

一部完了と未対応の施設のうち、小中学校につきましては、令和8年度予算案に事業費を計上しており、来年度中に完了予定となります。

残る未対応施設の状況といたしましては、鶴沼公園や自然休養村センター等の観光施設が多い状況となっており、これらにつきましては、道の駅の再整備に併せて令和9年度以降、整備予定となっており、順次取り進めることとなります。

未対応施設の中には、議員のご質問にあります町所有で町内会に管理をお願いしている施設が3施設含まれており、これらにつきましては、所有者である町が整備すべきものと考えております。

この3施設を含め、今後のLED化に向けた方針でございますが、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定が完了いたしましたので、脱炭素化推進事業債の活用等、財源確保に努めた上、施設の規模や使用頻度を考慮した優先度に基づき、LED化を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○7番（静川広巳君）

段々とLEDを入れないといけない時期に進んでおりまして、国はできるだけ早い時期に進めろと言っています。要は製造を含めて切羽詰まってくると、終了が近づいてくると混むよ、というのはおかしいのですが、そういう状態になるので、できるだけ早く進めなさいと国は言っております。その辺を考慮すると、段階的という話は出ていますが、この辺いかなものかと一つ思っております。

また、特に私らも気になるのが会館を所有している町内会なのですが、かなり古いという部分があります。管理はしているのですが、今までは外壁とか屋根といった部分は町内会である程度負担しながら見てきていますが、今回こういう問題になるとなかなか町内会でやりなさいという話にはならないだろうと思っておりますので、この辺はいいとは思いますが、あとはやっぱり時期の問題だと思うのです。

LEDを考えたときに、確かにLED自体は最初期のLEDから見ると機能が良くなっているということがあります。なのでこの辺を考慮していくと、やはり早い時期にしてもいいのではないかなとは思っております。

今は結構、LEDに交換するとかなり事業費用がかかるみたいですが、ちなみにうちの第7会館なのですが、あそこは確か直管型の蛍光灯が埋め込まれているのです。そこを全部LEDに交換すると、確か見積もりで聞いた話では、大体180万円から2

00万円ぐらいかかるそうです。それを町内会で何とかしようという話は、これはなかなか難しいと。

どこの町内の会館もそうなのでしょうけれど、おそらく町の規定で、1度町との事業を行った場合は7年か8年がたたないと改めて事業を起こせないというような話も聞いております。その辺を考慮したときに、これを何年も置かれても困るという気がするのです。

この辺、脱炭素化推進事業債がどういったものかちょっとよくわかりませんが、この事業債をどう活用できるのか、財源確保はどうなのか、この辺をもうちょっと理解できるようにいつ頃から進めたいのかを、詳しくお聞きしたいと思います。

それと先ほども言いましたが、確かにLEDは電気料も2分の1以下になるぐらいかからないのでしょうか、一部高価なものもありますが、やはり調べてみますとLED自体のメリットデメリットがあるのです。それを考慮したときに、今まで町は外灯なりいろんな所を含めて整備していますが、LEDにしたことによって、当初の蛍光灯だったときとは違う状況になっている所が何か所かあります。

外灯自体を減らしている所もあるかと思いますが、LEDの性格上、防犯上あまり良くない場所もちょっと見受けられるのかなど。なかなか光が広がらないという部分もありますので、外灯の部分で、道路などですごく暗い場所があったり、子どもたちも不安を抱えているところもあるのですが、この辺、LEDの利点・欠点なども含めて、既存の施設の見直しなども含めて今後どう考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

町内会館の話と防犯のLEDの2点のご質問だったかと思いますが、町内会館につきましては答弁の中にもございましたように、経費的には町の方で行うべきものと考えているということでご答弁をさせていただきました。経費的にはそのように考えているところです。

時期的なものにつきましては全体を見てということで、議員のお考えとしてはなるべく全体を早期にというお話ではありましたが、町としてはやはり段階を踏んで、使えるうちは使わせていただいて、段階を踏んで進めていきたいと考えておりますので、今の時点で町内会館がいつになるかということは申し上げることはできませんけれど、順次取り進めていきたいと思います。

町全体で防犯上、問題がある場所もあるということでお話をいただきましたけれど、申し訳ございません、ご質問の中になかったものですから詳細な回答は今ではできかねますが、そのような場所があれば外灯組合との関わりもございましたので、そちらの方にどのようなご意見が寄せられているか、その辺りも確認をいたしまして、取り組むべきは取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○7番（静川広巳君）

順次交換するということなのでしょうけれど、蛍光灯はやっぱり玉が切れるのですね、不具合が起きたり切れたりするのです。結局、交換をしなければならないときに元の蛍光灯に取り替えなくてはならないという話になるのです。

例えば2年後に切れましてとなっても、LEDになっていなければやっぱり蛍光灯にしなければならないという考え方になるのですが、まさかLEDになるから蛍光灯は買わないでそのまま置いておこうか、という話にはならないと思うので。その辺、結局問題が起きるのではないかなという気はします。切れたときにどうするかという話もあるので、その辺はどうでしょうか。

○議長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

静川議員の再質問にお答えしたいと思います。

答弁にもありましたとおり、LED化を完了した施設もございます。既設しておりました蛍光灯ですが、使用可能なものにつきましては数量限定ではございますが確保している部分がございますので、それも活用しながら、使用自体は認められているということから、ストックを活用した中で対応できるものにつきましては対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次の質問をお願いいたします。

静川議員。

○7番（静川広巳君）

ありがとうございます。

それでは2点目についてご質問をさせていただきます。2点目につきましては教育長に質問をさせていただきたいと思っております。

教育環境の整備ということで質問をさせていただきます。

教育も地方独自の時代で、どのような教育を行うのか町がある程度自立的に考え、進めていく必要があると思っております。

今後の教育の方向性と現状について質問をいたします。

一つ目、時間割について、教育指導の質が向上するよう、教職員の働き方改革の一環として週の中日である水曜日を半日授業にするなど、思い切った見直しを検討してはどうかということです。

それから二つ目、近年、複数担任制について言われております。児童生徒の多様化による学級内での問題など教員の精神的負担もあると思われるが、複数担任制を導入することで、複数の教員で児童生徒の状況を把握したり情報共有ができ効果があると

考えるので、検討してはと思います。

三つ目に、学校給食について、食事の時間は適切なのか。検証は行われているのかお聞きします。

また、物価高騰の影響は大きいと思いますが、それに対する何らかの工夫をされているのか。さらに、給食の内容などの質を確保するために砂川市と協議などを行っているのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

1点目の時間割の見直しにつきましては、文部科学省の中央教育審議会におきまして、次期学習指導要領の中で、「調整授業時間制度」の創設について検討がされております。「調整授業時間制度」は、学校の判断により、各教科の標準授業時間数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時間を他の教科や「裁量的な時間」に充当することを可能とするものでございます。

浦臼小学校では令和8年度から2年間、文部科学省が実施いたします本制度の知見蓄積のための事業のサキドリ研究校に指定され、子どもたちや地域の状況を踏まえ、何のために、どのような学びを創り、届けたいのかという視点で教育課程を編成することとなります。

具体的には、授業の全合計時数は変更しませんが、国語や社会、理科等の授業時間を45分から40分に短縮し、余剰の出た時数を算数又は裁量的な時間として、児童の資質・能力の育成に特に資する教育や教師の組織的な研修・研究活動に充てることとしております。

本事業は議員ご指摘の、思い切った見直しにあたるものと考えており、1年目の中間状況や2年目の成果などを注視し、令和12年度の全面実施まで継続するか、また、中学校への導入などについても検討してまいります。

次に、2点目の複数担任制につきましては、現在、中学校では学年担任制をとっており、1年生は3名、2年生は特別支援学級も含め5名、3年生は3名という、複数の教員で学年全体の対応をしております。また、小学校では複数担任制等の対応をとっておりませんが、専科による加配、特別支援担当教員を2名、町費での補助教員2名及び学習支援員2名を配置しております。6学級に対して13名の教職員、管理職も含めると15名で組織的に対応しているところでございます。

今後も小中学校ともに、学校経営計画に基づき組織全体での情報共有、問題や課題の早期発見・早期対応に努めてまいります。

次に、3点目の学校給食についてですが、食事の時間につきましては、開始時刻や長さは適切なものと考えておりますし、年に1度砂川市の栄養教諭による学校訪問があり、指導を受けているところであります。

砂川市との協議につきましては、年に2回「砂川市学校給食センター運営委員会」が開催されており、給食の内容等について協議を行っております。

最後に、物価高騰の影響と給食の内容や質の確保についてですが、児童生徒につきましては、必要な栄養摂取量の目安があり、それに基づき栄養教諭等が献立を決定しておりますので、質については常に確保されております。食材につきましては、なるべく地元食材を使い、寄附採納品や季節の旬のものを使うなど工夫をしていただいておりますが、給食費で賄いきれない金額は市町が負担しております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○7番（静川広巳君）

ありがとうございます。

なかなか教育に関して質問するのが難しいのですが、最近、文部科学省が次期学習指導要領、次期なのでこれからですが、その中で今、各地方分権が進んでいる中で、子どもたちの教育も地方がある程度独立して、いろんなことを形づくってやるのが基本ということになるのではないかと考えています。

我々が昔学校で習っていたようなぎちぎちのものではなくて、今は、昔の教育の基本概念を全く外して、いかに子どもたちが必要な教育をどれだけ受けられるかということをやろうかと思っています。

特に今回、これと併せて思ったのが、学校の先生が不足していますね。全国での不足人数、要は学校に割り当てられなかった人数がもう4000人を超えていると。北海道でも120人以上が全然割り当てできなくて、先生が全く足りなくて学校に割り当てられないという結果が出ています。

結局これを考えたときに、いかに先生になる人が減っているか、または先生になりたいのかどうかかわからないですけども、そういった部分で大変な時期が来ているのかなど。文部科学省も先生にぜひなってくださいといったPRもしているみたいですが、なかなか今後どうなのでしょう、難しいですねという話もあります。それを考えたときに、先生になって学校教育で授業をする中で、何をしなければいけないかというのが、やはりこれからは大事なのだと思います。

本当はこの質問の前にも1個、質問があったのです。要は45分を40分にとか、50分を45分にといいのも実は質問の中にあっただけですが、今回サキドリでやりますということなので質問を省いたのですが、要はこれも含めて子どもたちが何を学ばなくちゃいけないのか、そして先生方が時間が短くなったことに対して何ができるのか、何をしなければならないのかで、お互いにぎくしゃくするようなことであってはいけないと思っています。

この間、テレビでしたかな、ラジオがちょっとわかりませんが、今の子どもたちは昔と違って、様相が変わったというのですかね、物事に対する見方が変わってきていると。皆さんわかるかと思うのですが、今、携帯とかSNSがありますね、タブレッ

トもあります。学校も電子黒板を使っていますが、あれが結局、子どもたちにかなりの影響がやっぱりあるみたいですよ。

特にSNSは、YouTubeとかTikTokとか、InstagramとかFacebookもあるのですが、画面を見ていてこうやって手で次から次に送る、画像を次から次へと見ていくというのが、今の子どもたちはそれが普通だそうです。要は、画像を次から次に見られるという仕組み、これが今の子どもたちの、嫌なものは次に飛ばす、それで面白いのはちょっと見る、そして飽きたら次に行くという、そういう現象が今の子どもたちにはどうも起きているらしいですよ。一つのを集中して長い時間見るということが段々苦手になってきているみたいですよ。なので簡単に言いますと、例えば映画館に行くと120分とか、200分まではかかりませんが長く見るということが大変で、今の子どもたちは興味がなければ苦痛だそうです。それぐらい今の子どもたちが画像を切り換えて次から次という、そういう一つの習慣なのではないか、そういった時代になってきているという話を専門家がしていました。

結局、そういうものを含めた中で子どもたちにどういう教育をしていくかとなったときに、いかに短い時間帯の中でどれだけの教育を詰め込むか、もしくは集中させてやるかということが大事で、その集中させた時間を開放してやる時間も大事だろうと私は思っています。その方が勉強が身になるのかなと思っていますし、それから私どももそうなのですが、昔の教科書は何ページですかね、百何十ページくらいありましたかね。最初から最後まで学校で全て学んだような記憶が私はないのですが、どこか飛ばしてやっていたのかなと。その中に重要なところはあるでしょうけれど、なかなか最初から最後まで1ページ残らず全部授業でやった記憶はないなという気はしています。

結局その辺を考えたときに、いかに子どもたちに教えるかで、短くなった時間で何を使うか、何を教えるかということはこれからもあるのでしょうけれど、そこをうまく、使い方を間違ったらいい教育には全然ならないかなと思っていますので、その辺はこれからなのでしょうけれど、今後やろうとしている空いた時間、そういったものが最終的に、今はまだ試験的にでしょうけれども、もし何か細かい部分でこうしたいというのがあればお聞きしたいですよ。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの静川議員の再質問にお答えをいたします。

今、サキドリ研究校に指定されまして、町でやろうとしていることとございますけれども、前段で教職員が不足してるというような話もございました。なかなか手がないという中で、そういった意味でも45分授業を40分授業にすることによって私が期待してるのは、今まではICT等の十分な活用がなされていたかということ、必ずしもそうは言えないというところで、その5分を短縮することによって授業内容

を工夫する。ICTを活用して教員不足の一部を、例えばAIドリルだとかそういったものも活用しながら授業改善が進めばいいなというところを期待しております。ですから、教員不足やなかなか若い先生が入ってこない中では、やっぱり教員の質もはっきり言って落ちる可能性もあるので、そこをICT等でカバーできればなと思っております。

それから、まだ詳細は未定ですけれども今回のサキドリ事業で、余剰の時間につきましては前段の全員協議会でも説明させていただきましたけれども、教科としては算数の授業を増やす、それから裁量的な時間として、学力以外にも試験では測れないようなメタ認知能力であるとか非認知能力、こちら辺の能力を子どもたちに付けてもらえるような授業を行いたいと考えております。それによって、メタ認知能力とか非認知能力が向上することによって学力の向上にもつながると思っております。

今のところはそのようなことを考えておりますし、例えば中学校につきましても、静川議員、水曜日を午前授業にというような提案がありましたけれども、実はサキドリ研究校で、私もインターネットでいろいろ調べたところ、横浜市のある中学校がサキドリ研究校に指定されていて、まさにその水曜日の午前授業をやるということをインターネット上の学校便りに載せておりました。水曜日の午後については、職員の研修の時間にするとか、あるいは学校祭の準備が必要な時期については、学校祭の準備に5時間目を当てるといった工夫がなされておりました。

ですから、おそらくこの取り組みについては、地域学習指導要領で間違いなく制度として、サキドリ研究事業と同じ内容かどうかは別としましても、必ず実施されることになると思いますので、なるべくそういった全国の優良事例を参考にしながら、将来的には中学校でも取り組むことになるのかなということを想定して、今後進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○7番（静川広巳君）

結局その空いた時間、1コマ目から始まって例えば算数ですかね。空いた時間はたかが5分、されど5分になるのでしょうかけれども、その部分があったときに、あと休憩含めて次の授業に移るとなった場合に、その時間を結局、例えば自分たちの復習の時間に当てるというのか、それとも自分たちが自由にしていんだよという時間になるのか、それとも何かその授業で、興味を持ったことを少しでも何か調べてみるんだよという話になるのかなとも思うのです。その辺の使い方がとても大事になると思っています。

余談になるかもしれませんがこの間、孫に今どんなことをやっているかと聞くと、ついこの間、レオナルド・ダ・ヴィンチの授業というのがあったと。レオナルド・ダ・ヴィンチの描いた最後の晩餐という絵を見て、こうだよというだけではなく、これがどうなのだという授業があったらしいです。要はキリスト教を含めて授業の中で、そ

の絵を見ただけで、どこへ進んでいくか、何を学んでいくかというような話がちょっとされて、この中にはキリスト教を裏切った人がここにいるのだとか、そういった話が出てくると。私はね、逆に言えばこれが大事な授業なのだろうと思ってます。

なので、空いた時間を含めていろんなことで、その先生方も、教育も大変なんですよけども、先生方のちょっとした面白い、自分のうんちくもそうでしょうけど安らぎも含めて、そういった教育になればなと思ってますので、その空いた時間を今後どういった研究の中で進めていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

昨日たまたま、この事業に関する保護者説明会が小学校でありまして、まず裁量的な時間ですが、当初そうは考えていなかったのですけれども、結果としてまず午前の朝一に20分、まず裁量的な時間に充当して、それから40分授業を4時間やります。そのあと給食を食べて、ただ、短縮してはいけない年間35コマ以下の授業、道徳でありますとか外国語の時間などは短縮できないことになっていますので、5時間目は45分授業で行うこととなります。

ですから、朝の20分をどのように使うかということについては、今のところ学校からお聞きしているのは、個人個人がそれぞれ探求したい部分に取り組むというようなことを想定しておりますけれども、ちょっとまだ具体的な中身は聞いておりませんので、今、新年度に向けて検討中ということでございます。

教育局の方からも、模擬授業ということで先日来ていただきましたが、また4月3日に模擬授業をするために学校に来てくれるということになっていますので、そこら辺でまず40分授業への対応について進めていきます。

あと、どのような使い方ということですが、算数に時間を割くということは今のところ決まっておりますが、ただ、2年間やる中で何か問題等があればその時間の使い方については随時修正して、最終的にいいものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に発言順位2番、砂場明議員。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

令和8年第1回定例会につきまして一般質問をさせていただきます。私の方からは、町長に町営バス事業ということで質問させていただきます。

現在、町営バスは浦臼滝川線と浦臼砂川線を運行しております。

中央バスは昨年、滝川奈井江線の令和8年9月30日廃止を決定いたしました。このような国道12号線を運行しているバスの廃止にはとても驚いています。私も12号線沿線で生まれ育った人間ですので本当に驚きました。

このような廃止の情報を受け、浦臼町としてはどのような対応を考えているのか。対岸の火事と考え静観するのか、あるいはビジネスととらえ砂川市や奈井江町と今後の運行についての対話をするのか。

浦臼町としては、バス事業への参入が早かったことで対応できることがあると考えます。

これから奈井江町や砂川市のバス事業への協力ということになれば、運営のあり方等変更部分も出てくるのではないかと思います。

今後の浦臼町の対応を聞きたく、一般質問といたします。そこで町長にお尋ねします。

一つ目は、中央バス滝川奈井江線の廃止を受け、町の考えは。

二つ目、これまで砂川市や奈井江町とバス事業について話し合いはあったのか。また、話し合いを行っていない場合は、今後行う予定はあるのか。

3番目に、仮に運行を行うこととなった場合、こういったハードルがあるのかをお聞きいたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

砂場議員のご質問にお答えいたします。

滝川市、砂川市及び奈井江町の地域住民の生活路線として、北海道中央バスが運行している滝川奈井江線が9月30日を最後に廃止されることが昨年11月に報道され、地域の主要な幹線路線においても廃止の決定が下されたことに、議員同様に驚き、民間公共交通の存続の難しさを改めて認識したところであります。

報道以降の協議経過でございますが、1月8日に空知総合振興局の発信で関係4市町の公共交通担当者による「代替交通に関する検討会議」が開催され、砂川市と奈井江町から民間路線バスとして美唄自動車学校が運行している浦臼砂川線を代替交通として活用したいとの意向が示されました。

本町としては、利用者の増加や停留所の追加に伴う利便性の向上などのメリットが見込まれることから、両町と代替交通の実現に向けて協議を進めることとしたものでございます。

代替交通としての運行には、現運行事業者の協力が不可欠であることから、1月29日に本町を含めた1市2町と運行事業者が集まり、奈井江駅から砂川駅の区間において乗降可能な停留所の増設を要請し、前向きに検討いただける旨の回答を得たところでございます。

3点目のハードルはとのご質問ですが、今後の協議事項といたしましては、料金体系や運行ダイヤ、停留所の設置箇所、運行経費に係る負担割合などが想定されます。

これらの課題については、利用者への周知や運行事業者の認可変更手続きが必要となるため、10月からの運行開始に向けて札幌運輸支局や空知総合振興局、関係市町、運行事業者とともに、早急に協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

答弁ありがとうございます。

まず、全体的な感想としましては、協議が進んでいるということに安心したところでもあります。やはりこのバス事業の難しさというか、町長も言うておられましたが公共交通機関の難しさというのを改めて今回も認識したところでもあります。

その中で、協議が進んでいる中で情報はいろいろ入っているのだと思いますが、私も奈井江と砂川の議員のネットワークを通じて、いろいろ質問をして話も聞かせてもらいました。砂川市さんは割と乗り気で、本日の新聞の記事にもあったとおり、言い方が合っているかどうかわかりませんが、この浦臼のバスを当てにしている部分というのはあるのかなという感触は得ました。

その中で、その方が言うておりましたのは、やはり滝川、北に行くバスというのは、上砂川から滝川に行く方面のバスがまだ生きているので、そちらに乗れば滝川に行くことは可能だと。ただ、そこから南側がやはり厳しいと。その中でも重きを置いているのは、今の警察署がある辺りですか、あそこにマンモス団地といいたいでしょうか、結構大きな団地もございますし、それに隣接するような戸建てもあります。あそこで800世帯から900世帯の、人口が周辺にまとまっているという話がありました。

その方たちが今後、街中に行くとか病院に行くとか滝川に行くには難しいということもあって、砂川市も割と真剣に考えているといいたいでしょうか、しっかりと対策を練らなければいけないのかなという話を聞きましたので、本当にこれは浦臼にとってもチャンスなのかなと思っております。

奈井江の方ともお話を聞きましたが、やっぱり振興局と情報共有してということでしたので、町長の答弁のとおり振興局を交えながら4市町の公共交通担当者による当検討会が開催されたということで、しっかりと今後煮詰めていただければと思っておりますが、関係4市町というのは滝川さんも入っているのかな、それで4市町なのだと思います。

今後、奈井江駅から砂川駅の区間において乗降可能な停留所の増設を要請したりと、これからそういう細かいところを煮詰める話になっていくのですが、そこで一つお尋ねしたいのが、今、浦臼の町営バスとして浦臼滝川線は町が運営していると。そして浦臼砂川線は美唄自動車学校が運営しているということになっております。

そこで、そのいきさつもやっぱりずれがありますし、最初の始まりのこともあったとは思いますが、これを機にといいたいでしょうか、しっかりと細かくやるために、例えばこの美自校で運営しているものを浦臼で運営していくということは、やはり難しいことなのではないでしょうか、ということをお尋ねします。

なぜそういう話をするかということ、3点目のハードルのところにもつながってくるのですが、料金体系や運行ダイヤということにもつながってきます。砂川とか奈井江

の要望もあるでしょうし、これを機に浦臼の住民ももうちょっと使いやすくなるような、料金は今物価も上がっていますし安くという話にはなりません、その分運行ダイヤの煮詰め方というのも関係してくるのかなと思います。

ただ、先日、議会カフェを議会の方で行わせていただきました。その中で親御さんの話もあったのですが、やはりこのバスの時間帯というのがちょっと不都合といましようか、なかなか学校と合わない部分が出てくるという話がありました。私も子どもたちを通じて子どもの親と結構話す機会もあるので、そこはどうにかならないかという話がありました。

強いて挙げれば二つほどあるのですが、これは浦臼滝川線の話なのですが、浦臼滝川線の帰りのバス、滝川から浦臼への帰りでの話ですが、どうしても高校生がメインになってきます。例えば高校生の定期試験、あとは午前授業という話になると、帰りが12時半ぐらいのバスだったと思うので、そのバスにはまず乗れないという話になってきます。その次になると、4時半ぐらいのバスになるのかな。だからそこまで時間を潰すか、もしくは親が迎えに行くか、もしくはJRを使って奈井江まで来て、そこに親が迎えに行くという話になります。その時間をもうちょっとうまくできないかという話がありました。

それともう一つは、最終便が6時半で浦臼に7時着のバスになると思うので、今、学校も我々の時代のように8時9時まで部活をやるということは認めておりません。なので、大体7時ぐらいには完全下校ということになっているはずなのですが、その完全下校になった場合も最終のバスには乗れないということで、部活をやっている方は必然的にJRを使うことになるか、もしくは部活等々を早く切り上げてそのバスで帰るということになります。

この2点が親御さんもしくは当の高校生にとっても、もうちょっとどうにかならないかなという話につながってきます。

今、なぜその話をしたかということ、やはり砂川と奈井江と共同でといいましようか、一緒にこれから浦臼のバスを運行していくということも、ゼロベースで考えることはできないのかなと。ゼロベースはちょっと極端ですね。だけど、この町長の答弁を聞く限りは、現行のところから多少の変更を加えて運行するという感じに捉えられたのですが、それを先ほども言いましたが全くゼロからというか、これから積み上げていくというのに時間が半年というのは、ちょっと短すぎるのかもしれませんが、そういう奈井江の要望、砂川の要望、そしてここに浦臼の要望も兼ねそろえた運行の仕方はできないのかなと思いますので、それであれば浦臼で一層のこと全てを運行するという判断は難しいのかなと思い、これを再質問とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

どうお答えしていいか悩みますけれど、当初の質問には一切その辺りは触れられていませので適切かどうかわかりませんが、ちょっと前提が違っているところがあるかと思っております。

浦臼町単独の運行、浦臼が主体となって委託業者に運行していただくということになれば自由が効く、というのが前提になっているのかなと思っておりますけれど、今、美自校さんが事業主体になっていただいて、町がそれを支援しているという形で運行しているところでございますので、今現在で浦臼町の意向がかなり反映された状況で運行されているところです。

無制限にバスを1本2本増やしてくださいですか、ダイヤの改正をお願いしますというのは、やはり向こうには向こうの考え方があって引き受けていただいておりますので、そう簡単に変えられるものではないというのが今の状況でもありますし、今後、奈井江さん砂川さんが増えてきますとそれぞれにまたご意見、ご要望が出てくるかと思っておりますので、町が事業主体であれば全て解決するというものでもないと思っております。

ですからそれぞれの要望を聞いた上で、10月スタートですからそのかなり前には答えが出ていなければならないということですので、ちょっとお話もありましたけれど、時間的にどうなのだという部分では今でもかなりタイトな時間設定で進めていると認識しております。中身の善し悪しはともかく、時間的にもかなり厳しいのが現状で、現行の体制を維持して両市町の意見を聞き入れた上で運行に持ち込むというような形になろうかと考えておりますので、今の段階では、ちょっとご提案の内容につきましては取り入れられないかなと考えております。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

ありがとうございました。

今話したとおり、いろんな形があると思います。それで、最後に再々質問ということなのですが、これは今でも数回にわたって行っています。これは浦臼というか、町長や職員の皆さんが感じた感想でよろしいのですが、砂川は先ほど言ったとおり割と乗り気だという話もあったのですが、奈井江町は議員が総務課長か誰かに聞いたときには、ちょっとそんなに乗り気ではないのかなという雰囲気を得たという話も聞いております。

それで、まさに最後の再々質問は、この1市2町と話してるときに温度差というのはあったのか、それともしっかりと3者でこれから頑張っていこうという団結になっているのか、それはあくまでこちらの主観の話になると思いますが、感想的にはどうだったのか、最後に聞きたいと思えます。

○議長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

ただいまのご質問にお答えします。

あくまで私たちが感じた感触という部分にはなりますけれども、両市町に意向確認した段階では、既設路線であります浦臼砂川線を活用させていただきたいという、そ

れぞれに明確な回答をいただいておりますので、その後のお話も含めまして、細かく言えば既存のバス停をどうするかとか料金体系をどうするかという部分になってくるのですけれども、まずはそこを代替交通として活用させてほしいということで明確な回答をいただいておりますので、3市町につきましては同じ方向を向いていると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは休憩を取りたいと思います。

11時ちょうどまで休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時00分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位3番、高田英利議員。

高田議員。

○3番（高田英利君）

それでは令和8年第1回定例会におきまして、1点目、町長に一般質問をさせていただきます。

まず1点目として、公設塾の設置ということで質問をさせていただきます。

浦臼町では現在のところ学習塾といわれる、子どもたちが学校の他に学習の場がないのが実情です。将来の進学に備え、町外の学習塾に通う児童生徒が一定数はいると思います。

ですが、日頃の学習の予習・復習など、学力の底上げを希望する保護者がいることも認識していただきたいです。

町外の学習塾であれば、送迎や費用の問題が発生します。もし費用が発生したとしても、私設の学習塾よりは公設塾の方が低価格で運用が可能ですし、町内であれば学校帰りや帰宅後でも子どもたちが自分で通うこともできます。保護者が送迎するとしても町外よりは負担が少なくてすみます。

近隣の町では地域おこし協力隊が講師となり、小学生から中学生までを対象に塾を運営しています。家庭学習の時間が少ないなど、自主学習の術を知らない子どもたちが「自ら学ぶ力を育て育むサポート」を行うために開設したそうです。

町では「浦臼町子ども広場」を実施していて、その中で公設塾を開設する方法などが考えられるのではないのでしょうか。子どもたちの学力向上につながると思われませんが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

高田議員の1点目、公設塾の設置についてお答えいたします。

現在、G I G Aスクール構想により、児童生徒全員にタブレットが配布されており、A Iドリルなど自主的な学習に利用できるソフトが導入されています。その学習内容や結果は教員が容易に確認できる仕様となっており、授業時間以外の自主的な学習環境はI C T機器の活用により整備されていると考えています。

また、先ほど静川議員のご質問に対する教育長答弁にもありましたサキドリ研究校事業によって、日頃の自主的な予習・復習の時間が増えるものと想定しています。

なお、以前浦臼町総合教育会議におきまして、公設塾の設置について協議した経過がございますが、教育委員の皆様より学力の底上げには、学校への補助教員や学習支援員の設置が望ましいとの要望を受け、現在も継続、強化を図っているところでございます。以上のことから、学習意欲や学力の向上に資する施策に努めているところであり、今後児童生徒がI C Tの環境に慣れ、更なる活用が進むことにより、一層の底上げにつながっていくものと考えているところです。

なお、他の事例から公設塾の有用性自体は認識するものでありまして、今後の児童生徒の学力や学習状況を注視しながら、開設について教育委員会とともに検討を続けてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

私の質問の中にもありましたが、やはり塾ということになれば当然、経済的に力のある保護者が塾に通わせるのは当然のことです。私もそうだと認識しております。

やはり有名私大だとか難関大学を目指す子どもたちにとっては塾に通うことも当たり前のことですし、保護者が時間と費用をかけて塾の送迎をするのも、実際浦臼町にも当然多くいられるのも私も認識しているところです。

ですが、皆さんがそうできる限りでは到底ないことも町長も認識しておられると思いますし、なぜ私がこれを教育委員会ではなく町長に質問したかということなのですが、やはり隣町、奈井江町がこれを実施している状況を見ますと、やはり地域おこし協力隊を運用して行っているというところが一つの肝なのかなと思います。

今ほど町長の答弁にもありましたが、教育委員会等々ではいろいろ施策を行っていただきましたし、学習サポートも行っているという実情も、私も認識しているところです。その中でやはり学校活動外の学習サポートとなると、先ほど私も少し触れましたが、子ども広場等の中での取り組みが一番しやすいのかなということで提言をしたところです。

昨年、この「浦臼町子ども・子育て支援事業計画」の中で、子ども広場について若干触れていた部分があるのですが、その中で令和6年度の実績ですけれども、子ども広

場の利用者が1年生から3年生まで26人、4年生から6年生までで16人ということで、総児童数42名の方が利用しておられるという状況のようですし、土曜日や長期休暇の利用率についても、小学生で土曜日が23.5%、長期休暇になると90%近い子どもたちが利用希望を出しているという状況を踏まえたと、学校サポートの場合はやはり学校の登校日、授業のある日は当然サポートを受けられるわけですが、土曜日だとか長期休暇になるとやはりそういうサポートがなかなか受けられない、あるいは当然長期休暇になると、子どもたちも緊張の糸が切れてなかなか学習意欲も沸かないという実情も当然あると思われまます。

ただ、それとともに保護者の就労状況についてもこの中では触れられていまして、特に母親の就労状況について、子どもが就学前のお母さんは73%が働いているというデータなのですが、子どもたちが学校に通うようになると85%以上のお母さんが就労していると。これは農業に携わってるお母さんも含めてというデータのようですが、そうなってくると送迎等の問題についてもやはり時間的に厳しい状況にあるのかなということが想定されると思います。

その中で公設塾を開設して、今子ども広場のことを申し上げましたが、もし取り組むということであれば子ども広場に限ったことではないと私は思いますけども、そういった状況も踏まえまして、今後考えてみる価値はあるのかなと私は考えます。

報道等もされておりますが、やはり親の経済力が子どもの学力に結びついているという報告も実際にあります。教材や塾に通わせることが厳しい家庭の中では、子どもたちの学力向上のためにこういった施策もあるいは必要なのかなと私は考えています。

そういった中で、やはり公設塾においては教育委員会の管轄なので、町長にいろいろお伺いするのはちょっと違うのかなとも思いますが、そういったところも含めて今後再考していただける部分はないのかなということで再質問とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えさせていただきます。

最後の方に公設塾については教育というくだりもございましたとおり、当然教育に関わる分野ですので町の一存だけで決定するものではないと判断しております。公設塾につきましても教育委員会との協議をした上での最終的な判断にはなろうかと思っております。

今、議員が申し上げられたとおり、多くのメリットがあるのは私も十分承知しているところでございます。ただ、子どもの教育につきましては教育委員会との協議にもよってですけど、ICTの積極的な導入ですとか、先ほどもお話として出ておりましたけれど加配ですとか学習指導員ですとか、そちらの人的な配置につきましてもこれまで積極的に取り組んできたという考えは持っているところでございます。

更にその上に学習塾というものを設置することに対しては、決して反対するものではないのですけれど、これまでの取り組みの成果を見た上で更に必要と判断すれば導

入に向けて検討していきたいと考えているのが実情でございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○3番（高田英利君）

ありません。

○議長（小松正年君）

それでは次の質問をお願いします。

○3番（高田英利君）

それでは2点目、道の駅リニューアルの取組ということで質問させていただきます。

令和8年度、道の駅リニューアルに向けた取り組みが本格的に始まろうとしています。計画当初から10年以上が経過し、その間様々な取り組みの方法を検討してきました。途中コロナによる社会状況の変化や物価高騰による建設費の増大など道の駅リニューアルに取り組むには、大きな問題が立ちはだかっているのも事実だと思います。そのような状況の中、令和7年度には関係者の意見交換、町民参加でのワークショップをそれぞれ2回の開催、町民有志からの意見書提出、12月には事業者との包括連携協定締結など道の駅リニューアルに向けて準備が進んでいるところですが、現状ではこれらの実施報告はあるものの基本構想、スケジュール等まだまだ先が見えていない状況です。令和8年度実施計画を策定するにあたり、基本構想をはじめ、次に掲げる事項について町長に伺います。

一つ目として、基本構想、事業規模はどのようになるのか。

二つ目として、財源確保の目処はできているのか。

三つ目として、包括連携協定を締結した事業者との関係は今後どのようにすると考えているのか。

以上を伺います。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

高田議員の「道の駅リニューアルの取組」について、お答えいたします。

道の駅リニューアルにつきましては、平成24年度に検討を開始してから十数年が経過し、その間議員ご指摘のとおり社会情勢の変化や物価高騰に伴う建設費の増大など、施設整備を取り巻く環境も大きく変化してきたところでございます。

令和7年度におきましては、道の駅の基本的な機能や農産物直売所、飲食サービスなどについて幅広い意見を伺うため、町民、生産者、関係団体、出店者などの参加による意見交換会を2回開催するとともに、施設機能の配置や必要面積などについて協議するワークショップを2回開催したところであります。

また、町民有志の方々から「道の駅に関する住民意見書」の提出をいただくなど、町民の皆様から様々なご意見を頂戴しているところであり、更に令和7年12月24

日には、株式会社フジタコーポレーションと地域活性化・産業の振興に係る包括連携協定を締結し、民間の知見も活用しながら検討を進めているところでございます。

ご質問の1点目、基本構想につきましては、本町の基幹産業である農業を活かした農産物直売所を中心に据えつつ、農産物の高付加価値化を図るための農産物加工施設を併設し食や体験、滞在機能を組み合わせた農で稼ぐ施設を目指しているところでございます。

また、町民や生産者、関係団体など多様な主体が交流する場としての機能を持たせるとともに、来訪者との交流を通じて関係人口の増加や地域のにぎわい創出につながる施設として整備を進めていきたいと考えております。

事業規模につきましては、道の駅と農産物加工施設、豆腐工場を併設した約1,000㎡規模の施設面積を想定しています。外構につきましては、ドッグラン、イベントスペース、駐車場として一般車両が約113台、大型車両が6台、車中泊スペース4台、EV充電用1台、従業員用5台の計129台で計画しており、これに係る建設費は、約14億400万円程度を見込んでおります。正確な建設費につきましては、令和8年度の実施設設計が完了した後となります。

2点目の財源につきましては、現在、地域未来投資促進法に基づく地域未来交付金の地域未来推進型の活用を想定し、交付申請を行っているところであります。

現時点では採択の可否は未定ですが、交付金の採択状況を踏まえ事業を進めてまいりたいと思います。

3点目につきましては、締結した地域活性化・産業の振興に係る包括連携協定に基づき、現在は道の駅の柱となる特産品の選定などについて、アドバイスをいただきながら検討を進めているところでございます。

今後につきましては、事業者が有するノウハウやネットワークを活用しながら、特産品の開発や販路拡大、地域資源を活用した取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

答弁ありがとうございます。

この道の駅、もう10年以上経過しているということで、当初始まった段階では私も道の駅検討委員として当時参加をさせていただきました。齊藤前町長の時代ですけれどもリニューアルに向けた検討を一緒にしてきた経過もあります。

その後、残念ながら事業については採択されなかったという経過はあるのですが、その後、皆さんご承知のとおりランドデザインだとかサウンディング等々についていろいろ町長も検討されて、事業に何とか取り組めないかということで検討してきた経過があるのも承知しているところではあります。コロナであったり社会情勢の変化があったり、物価高騰ということで今も町長の答弁にありましたが、なかなか道の駅の実現に向けては大きな問題が立ちはだかっているという事実なども認識している

ところでは。

ただ、多くの町民がこのことについて期待を持っていることも事実ですし、昨年、有志の方々が提言書を提出いただいて前向きにやってほしいという意見が述べられていることも事実ですが、多額の費用を伴った建設について否定的な考えを持っておられる町民がいるのもまた事実ということも認識していただきたいと思います。

これだけ大きな事業費を伴った事業となりますと、やはり20年、30年まで償還がかかる可能性もありますし、2点目の中で再質問しますが、やはり詳細をどの程度考えておられるのか、その辺も含めましてお伺いするところですが、そういうところも考えながら取り組んでいかれることと思います。

まず1点目につきましては、いろいろと詳細について町長に説明いただきました。この部分につきましてはまた後の議員が一般質問を起こしておりますので、それらについて私の方では割愛をさせていただこうと思っております。

2点目の費用、今のお話では14億円あまりの費用を見込んでいう予定でありました。この中で地域未来交付金の活用を想定しているという話の中で、まだ採択については未定というお話でした。これが実現すれば実際に進むのだろうと想定はできるのですが、その見通しについてどうなのか、現時点でまだわかっていないというお話でしたが、何かしら想定されるものがなければこうやって実施計画で2400万円余りを、事業費も今回は一般予算の中で盛り込んでおりますし、それらも含めた見通しがあつての実施計画なのかなと想定しておりますので、今後の地域未来交付金の採択の見通しと、その14億円余りの未来資金の内訳、おそらくふるさと基金も活用することですし、過疎債も活用されるのだろうと思っておりますが、それらの比率とかあるいは配分等をどう考えておられるのか。現時点ではまだ決まってないと言われればそれまでなのですが、現時点で考えられる資金の配分というか手当の方法について、もし内訳がわかればお伺いをしたいと思います。

それと万が一採択にならなかった場合、今後どうするのか。この計画はとりあえず棚上げするのか、他の手立て、資金を探して何とか令和8年度の事業実施に向けていくのか。その辺についても併せてお伺いをしたいと思います。

それと3点目、今、フジタコーポレーションという話がありました。事業者との連携包括連携協定を結んだフジタコーポレーションとの関係についてということで、町長からはいろいろ提言をいただいて、事業を進めていきたいのだというお話がありました。今後もし実際に資金の手立てがついて、実際来年に事業実施に向けて行くのだというところになった場合、事業を実際に行っていただける、その事業を委託する業者としてフジタコーポレーションとまたそのままつながっていくのかどうか、その辺についても併せてお伺いをしたいと思います。

以上2点です。よろしく願いいたします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず財源的な部分についてのお答えになりますけれど、14億400万円という本当に大きな金額になっております。

時間の経過とともに諸物価高騰等の影響を受けましてこのような金額になっているところではございますけれど、これに対する財源といたしまして、ご説明しましたとおり地域未来交付金という補助金を充当するというので、2月に内閣府の方に申請を上げております。はっきりとどの時点で判断が下されるかというのは確定しておりませんが、そう遠くない時期には、採択・不採択が決定されて通知されることになろうかと思っております。

まず財源的な内訳ですけれど、この未来交付金は2分の1補助ということになっておりまして、14億円のうち約7億が未来交付金の補助対象額になります。ただ、細かく見れば、補助対象・補助対象外という区分が出てきますので、きっちりとした数字は言えませんが、制度的には2分の1の充当を予定しているところです。

残りの7億円余りにつきましては過疎債の充当を考えておりまして、当然10割の充当を考えております。ですから予算的には、未来交付金と過疎債で14億という予算になろうかと思っております。

ただ、ご存じのとおり過疎債は起債でありますので10年ほどかけて償還していくということになります。過疎自体は7割が交付税算入されるということになりますので、3割分の約2億ほどを十数年をかけて返済していくという形を今のところでは考えています。

採択されなかった場合ということですが、やはり14億のうちの2分の1を補助金で賄おうとして考えておりますので、これが採択されないとなると現実的には前に進むことは難しいと考えているところです。

ただ、それで諦めるという考えは持っておりませんので、不足、十分でなかった点を補った上で再度、補助申請を挙げていくという考えで今のところはあります。

最後の2点目、フジタコーポレーションにつきましては、当然指定管理ということだと思いますけれど、指定管理者につきましてはあくまでも公募という形を取るという方式になりますので、フジタにつきましても公募によって手を挙げる、挙げないという判断を最終的にはしていただくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

答弁ありがとうございます。

いずれにしても多額の費用がかかるということはもう間違いない事実ですし、ちょっと意地悪な質問で採択されなかった場合はどうするのだという話もしましたが、やはり大きな費用を伴う事業ですので、町民の関心は当然高いものだと思っております。

どのような施設をどのように作っていくかというのは提言書の中にもありました

し、やはり町民が作ってよかったなと思える施設を当然私たちも望むものでありますし、10年後20年後に私たちにとって本当に価値のある、価値を生み続ける施設になっていただきたいと私も切に願っているところでありますので、今後しっかり取り組んでいただくことを、希望を申し上げまして再々質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（小松正年君）

答弁はよろしいですね。

次に発言順位4番、土屋慎一議員。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

私の方からは町長に、ふるさと納税から見た浦臼町の魅力ということで一般質問をさせていただきたいと思えます。

ふるさと納税は、応援したい自治体に寄付することでその地域の返礼品を受け取り、税の控除を受けられる制度でありますけれども、浦臼町でもたくさんの方々より寄付をいただき地域の発展や住環境の整備に活用されています。

そこで、次の四つを質問させていただきたいと思えます。

まず第1に、浦臼町の納税額について、この直近3年間の推移はどのようになっているかということ。

2点目は、ふるさと納税をしていただくための取り組みは、どのような取り組みを行っているのか。

3点目、北海道の多くの自治体で返礼品が重複している中、浦臼町が独自性を出すために何を推す方向で進めているのか。

最後に4番目、単なる返礼品を受け取るためだけでなく、浦臼町を応援していただくための魅力は一体何だと町として考えているか、ご質問いたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

土屋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の納税額の3年間の推移でございますが、いずれも申込ベースで令和5年度が4128万3000円、令和6年度が2億9232万6000円、令和7年度は4200万円の見込みでございます。

2点目の取り組みでございますが、提供事業者数や返礼品数及び寄附サイト数の拡充を実施し、この2年間で事業者数は3件増の14件に、返礼品数は数量等の違いも含め93品から299品に、サイト数は連携サイトを含め12件増の17件となり、現在は町外事業者の参画も調整しているところでございます。

また、昨年度からは2件のサイトにおきまして希望者へ無償にて毎月1回のメールマガジンを配信、うち1サイト内では有償の検索連動型広告を運用し、費用対効果は1400%超の結果が得られましたので今年度も同様の取り組みにて、特に寄附申込

が増加する9月及び12月での露出を強化するものでございます。

なお、寄附サイトの露出だけでは情報発信不足と認識しており、企画係や商工観光係と連携し、町のPRと併せてふるさと納税への認知活動を強化するものでございます。

3点目は議員ご質問のとおり、返礼品重複は事実であり、「浦臼町ならではの」のストーリー強調に力を入れるものでございます。

本町は、樺戸連峰と石狩川の恵みを受けた肥沃な土壌で育まれる農産物が誇りであり、魅力的な特産品に溢れています。「浦臼町ならではの」を強く打ち出すものとしては、例えば日本有数の広さを誇るワイン用ぶどう畑で栽培された鶴沼ワインや、道内の限られた地域で生産され入手困難な「幻のメロン」として知られておりますキングメルティーなどがございます。

2つの特産品を例示いたしました。全ての特産品にそれぞれの歴史や背景がございますので、それをアピールすることによって類似や重複返礼品との差別化を図り、認知向上となるよう努めているところでございます。

4点目のご質問でございますが、本来重要なことは浦臼町を応援したくなる「価値」を寄附者に示すことであり、寄附金がどのように活用されたのかを具体的かつ透明性高く報告・発信することで、「返礼品」でのつながりではなく「いつかは浦臼町へ行ってみたい」と思っていただけファン獲得につなげていくものでございます。

今後は現地体験型返礼品の導入検討のほか、本年度上期には後納型納税も開始予定であり、新たに飲食店等にも参画いただくことで浦臼町の魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

答弁ありがとうございました。

そもそもふるさと納税ということを考えますと、原点は納税先にまつわる、住んでいる自治体以外にその個人がふるさとと呼べる、そのふるさとというのは生まれた所であるとか、ゆかりのある所、それから気持ち的に自分がふるさとだと感じる所がふるさとと呼べる所だと思うのです。そこに個人が納税できる制度というところから始まっているはずなのですが、最近の傾向を見ますと、当初のふるさと納税の意義から外れて現在は返礼品のすばらしさとか、自分が欲しい返礼品をポータルサイトを使って申し込むということが増えてきているようです。

ですので、再質問で聞きたいのは、町としてはここ数年で上がったたり下がったりしている納税額、寄附額というのをどういう傾向で捉えているかということと、上がったたり下がったりすることに対して、どのように対応していったらいいかを考えているのかをまずお聞きしたいと思います。

それから返礼品の導入によって、応援したい自治体に納税するという本来の趣旨は

薄くなってきており、ふるさと納税というのは返礼品がもらえる制度みたいな、そういう考え方が世間一般では広がっているような気がします。しかしながら、その効果における地方にもたらすメリットは大きなもので、ご縁のなかった方々がふるさと納税で浦臼町の返礼品、メロンとか農作物を受け取ったときに、これはとてもすばらしいものだ、もっとふるさと納税を、それから納税とは全く関係なく浦臼の特産品、そういうものを購入したいという方が出てくる、そういう可能性を秘めている制度だと私は思います。これはまたとない切っ掛けにもなりうるということでございます。

産業振興の役割を果たし広く波及効果をもたらす、そういう効果も期待できると思います。どのような点が魅力になるのか。それが寄付金額に結果として数字的に出るということで、わかりやすい評価につながっていくと私は思います。

再質問でもう1点聞きたいことは何かというと、結局その答弁の中にもありましたけれども、ただ単に寄付を集めるだけの仕組みではなくて、それを通して浦臼のすばらしさとか浦臼のすばらしい農産物を、返礼品を通していろんな方に知っていただくまたとない機会が、そういうチャンスがこのふるさと納税にはあると思います。現状を聞くために、ここ数年のふるさと納税の推移を聞きましたけれども、本来であれば浦臼町の魅力を発信する媒体、それから浦臼町のすばらしい農作物をいろんな方に知っていただきたいということで、町だけではなくて関係団体、いろんな方を、ちょっと悪い言い方しますがけれどもなりふり構わず活用して浦臼の宣伝につなげていったらいいと思うし、それを多い少ないで一喜一憂するのではなくて歩み続けるということが、1年2年では結果は出ないかもしれないけれども、この先、すばらしい浦臼を宣伝する一つのツールとして活用していけるのではないかとということを考えます。

再質問で聞きたいことは、まず、浦臼町としてはここ数年上下する寄付額についてどのような認識をしているかということと、それに対してどうしていくべきかということを知りたいです。それから2点目としては、このふるさと納税をいろんな団体、それから町全体としてどのように巻き込んで、そしてふるさと納税という一つのツールを使って浦臼町が有名になっていく、そういう歩み続けるためにはどのように進めていったらいいのか。その2点を再質問でお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

2点のご質問にお答えをいたしたいと思います。

ここ数年の上下動ですけれども、この点につきましては何度かご説明をさせていただきましたけれども、去年一昨年の米価格の大幅な高騰が全国的にも本当に影響を及ぼしてしまっていて、やはりお米が確保できる所が有利に働いたというのが、本当に極端に出たここ数年だったかと思っております。

私たち浦臼町としても一昨年はそれなりに大きい金額をいただいたところですが、やはり翌年は大幅に下がったということで、米の値段も先ほども少しお話ししましたが、多分今年から落ち着いていくといたしますか、低下傾向に向かっていくか

と思いますので、米を中心としたふるさと納税というのは少し落ち着きを今後は見せてくるのではないかと考えております。そうなるとやはり、どうするのかという話ですけれど、次の質問にも関わってきますが、やはり浦臼町の特産品をどうアピールしていくのか、町をアピールしていくのかという部分に関わってくることに、そこがまた勝負の舞台に変わってくると考えているところです。

2点目とちょっと被りますけれど、ふるさと納税の開始当初は私が一番最初の担当者として関わってきたのですが、私が用意した返礼品は町史でした。百年町史をご寄付をいただいた方にお返ししますということで始まったのが、浦臼町のふるさと納税のスタートになります。

その頃はそういうものでよかったという時代でもありましたけれど、数年を経てやはりその特産品が中心になってきたというのが現状でして、その後どんどんそれが進化いたしまして、本当にいかにロットを用意して、いかに他者より安く出せるかというのが本当の勝負になってきているのが現状でございます。なかなか町のイメージですとか特産品のストーリーですとかが前面に出にくい状況になってきているのも事実だと考えております。

ただ、米が落ち着いていく中ではやはりそういう面も強くアピールポイントになってくるかは考えておりますので、答弁の最後の方にも書かせていただきましたけれど、町を直接売るような、PRするような取り組みを今後取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○2番（土屋慎一君）

ありません。

○議長（小松正年君）

それでは、昼食のため休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時30分

○議長（小松正年君）

休憩を閉じ、会議を再開します。

発言順位5番、柴田典男議員。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

令和8年第1回定例会において、私は今回町長に道の駅建設計画について質問を行います。

新年度予算に「道の駅新駅舎実施設計業務」が計上されています。

当初の建て替え計画から10年以上が経過し、その間、産業観光グランドデザインなど様々な計画はありましたが、実施設計には至りませんでした。

町民から建設を待ち望む声がある一方、多額の費用がかかる建設計画の必要性を疑問視する声があるのも事実です。

すでに国の地域未来交付金の申請をされていると思いますが、交付決定されることを前提に次の質問をいたします。

一つ目として、町や町民主催によるワークショップが数回開催されました。それぞれの意見や要望はどのような内容で、実施設計のどのようなところに取り入れられているのでしょうか。

二つ目として、野菜販売や食品加工の各ブースの運営方法についてどのように考えているのでしょうか。

3番目として、現在営業されている店舗への対応はどのように考えているのでしょうか。

4番目として、指定管理方式を採用した場合の年間維持費をどのように想定しているのでしょうか。

5番目として、駐車場の設計について、現在のグリーン帯は見えやすさや車の出入りの安全性において不必要と考えるがいかがでしょうか。

6番目として、ドッグランや車中泊のスペースを計画しているようですが、その根拠とEV充電施設の計画はあるのかお伺いします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の「道の駅建設計画について」にお答えいたします。

道の駅のリニューアルにつきましては、先ほどの質問でもお答えしたとおり、これまでの検討経過や町民意見などを踏まえながら、令和8年度において実施設計業務を進めるため予算を計上したところであります。

ご質問の1点目につきましては、町民、生産者、関係団体、出店者に参加いただき、意見交換会とワークショップを開催し、多くの意見を頂戴したところであります。いただいたご意見について整理を行った結果、主なものとして農産物直売所機能を中心とした販売機能、地元食材を活かした軽食メニューやテイクアウトなどの飲食機能、清潔なトイレやゆっくり休憩できるスペースなどの施設機能、子ども連れでも利用しやすい空間や町民や来訪者もゆっくりと過ごせる交流の場などの滞在機能の4つの分野に関する内容として整理しているところであります。その他に農産物の高付加価値化を図るため、農産物加工場の併設を望む意見が出ておりました。また、住民有志から「道の駅に関する住民意見書」の提出を頂いており、地域全体を巻き込み浦臼町の価値を伝える道の駅として、農の魅力を発信する加工所の併設など貴重な意見をいただいております。以上の多様な意見を集約したものが、令和8年2月13日の全員協議会においてご説明させていただいたものであります。

2点目につきましては、農産物及び加工品の販売については、委託販売方式（販売手数料徴収）とする予定でございます。各ブースについては、テナント方式（賃貸方式）を検討しており、水道光熱費についても各出店者の負担と考えております。各方式につきましては、現状での考えでございますので、各出品者及び出店者と協議の上、決めてまいりたいと思います。

3点目の現在出店されている店舗への対応につきましては、新しい道の駅への出店について協議を行っており、出店される方のブースは、基本設計で確保しております。また、本年の11月頃から解体工事が始まり、令和9年度におきましては道の駅新築工事により、旧道の駅側が全面使えなくなることから、各出店者と今後の営業について協議を行ってまいりますが、現状の考え方として、休業補償での対応かリニューアルオープンまでの間の仮店舗営業への支援などを考えているところです。

4点目につきましては、新しい道の駅は指定管理方式での運営を考えています。指定管理料につきましては、施設全体の水道光熱費や設備の保守点検料、必要な人件費などを基に試算する予定ですが、現在、詳細な設備等が確定しておりませんので、試算はできておりません。ただ、総合的な収支の見通しを立て、ランニングコストを極力発生させない施設設計に努めてまいりたいと思います。

5点目のグリーン帯につきましては、現在、撤去する予定となっております。ただし、国道敷地の兼ね合いもありますことから、道路管理者の北海道開発局と協議の上、進めてまいります。

6点目につきましては、近年リニューアルや新規オープンの道の駅では、ドッグランの併設は一般的なものとなっております。ペットの家族化による旅行スタイルの変化による集客戦略として設置を予定するものです。また、車中泊スペースにつきましては、単なる仮眠だけではなく快適な滞在を求める利用者が増えていることと、ワークショップや町民有志からも望む声がありましたことから設置を計画したものであります。EV充電施設につきましては、1台分の設置をする予定でございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

ありがとうございました。

道の駅については、例えば私どもにも近頃、一体今道の駅はどうなってるんだと聞く町民の声が結構多いのです。そのたびにこうですよと説明もいろいろしてはいるのですけれども、こういう一般質問で起こすことによって、いわゆる町民の方が知ることができる場として質問を起こした次第であります。

今日、高田議員も私の前に質問していますので、そこら辺で町民の方も、今このように進んでいるのだと認識していただければいいなと思っている次第であります。

以前から町長は、道の駅については身の丈に合った建て方をしたいのだということで、ほぼ10億という数字も今まで私どもに示されてきました。今回、私どもに示さ

れた総額がおよそ14億400万円ということで、町長の身の丈多少伸びたのかなという印象は持っておりますけれども、今回それぞれ工夫をして、いわゆる加工場であったりそういうブースを設けることによる補助金の申請があって、こういう形になったのかなと思っているのですけれども、ワークショップを開いている町民の方の声を聞いた。それで町民の方からも示されたということで、何か正直言いまして、それを全部盛り込んで設計図に入れたような印象は持っています。

これからそれぞれ質問を出していきたいと思うのですが、町長に対して、まず再質問の一つ目なんですけれども、いわゆるコンセプトというのでしょうか、うちの道の駅はこれで行こうというようなものを持っておられるのかどうか。道の駅、全道で今120以上あると思うのですが、私もおよそ110以上は回らせていただいたのですが、それぞれの道の駅については、うちはいわゆる景色を売りにしている、食べ物を売りにしている、情報発信を売りにしていると、それぞれ特徴のある道の駅がやっぱり人気があるという印象を受けながら見て回ったのですが、そのような町長のコンセプトがあるのかどうか、一つ目としてお伺いします。

それから二つ目として、鶴沼公園の管理、キャンプ場があって、車中泊、キャンプの車中泊といったらおかしいですかね、利用されてる方いろいろいると思うのですが、今回、道の駅に車中泊の設計図があったのですけれども、果たして要るのかどうか。鶴沼公園に町の管理としてキャンプ場があって、その管理棟の横に大きな駐車場もある。全道を回ると、道の駅で車中泊してはいけませんよという道の駅と、うちにしてもいいですよという道の駅に結構分かれます。これでいくと、本町は車中泊してもいいですよという対象になるみたいですが、個人的な考えでいきますと、やっぱり鶴沼公園に車中泊するスペースはあるわけですから、あえて道の駅に造らなくてもいいのではないかと印象を持っています。

EVの充電施設もそうなのですが、鶴沼公園にもあると思うのですが、かえって分散するよりも集中した方がいいような気もするので、そういう鶴沼公園のキャンプ場の活用も含めた中でぜひ考えていただきたいというのが二つ目です。

それから三つ目の再質問になるのですが、答弁の中では、現在営業中の出店者の皆さんにどのように対応していくのかという質問で、お答えが休業補償での対応かリニューアルオープンまでの間の仮店舗営業への支援などを考えていますということですが、ぜひ、やはり休業補償よりも仮店舗を応援していただきたいと。今日もこういう質問をするのが事前にお分かりになったので、こうやって傍聴にも来られているわけですが、ぜひ町長から直に、生の声を聞きたいということで今日は来ていただいていると思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

昨年、私はぼたんそばの普及に対しての町の姿勢について質問したのです。今、本町でぼたんそばを食べられるのは2店舗だけですよね。十割そばとなるとぼたん亭だけだと思います。先日、ぼたん亭のご主人ともお話したのですが、現在休んでいる休養村の調理場を使って店を続けたいという意志がお有りです。町長もお聞きになっていると思うのですが、私は応援してあげたいなと。町としてやっぱり、休業によってやはり休まれるということでは、今せっかくりピーターが増えてきて、お客さ

人も固定客も増えてきている。そのように努力された店舗なのですから、ぜひ休養村の調理場、今なかなか難しいのですというお話も聞きますけれども、いわゆる改修にどのぐらいかかるのかということも含めて考えていただきたいなと思います。

例えば地域おこし協力隊の中にも、コーヒーショップとジェラートをやりたいという方もいます。本当は神内ファームの建物を9月まで壊さないのであればそこでやりたいという意思も持っていたのですが、それはもう早急に壊すらしいので無理みたいですが、そういう意思を持っておられる方もいるということですので何とか、そば屋さんがあって、コーヒーショップがあって、ジェラートもありますよということになると、リピーターの方も安心してながら浦臼の道の駅に寄られる方もいらっしゃると思いますので、そこら辺について三つ目として質問します。

あと、それも含めて四つ目として、今温泉は、町営といった方がいいのか、やっていますけれども、私どももいろいろな設計図を見させていただきました。ランドデザインと称して、いわゆる鶴沼側に設計図があって、つい先日までそういう設計図を何度も見せられてきたのですが、今回見せられたのは山側の設計図だったわけですが、将来、やはり温泉や休養村センターの処置をどうしていくのか、4番目としてお聞きします。お願いします。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

4点のご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず最初の質問でしたけれど、私自身が持っているコンセプトということですが、全体的には農を生かした道の駅ということで、浦臼町の豊富な農産物を安価に提供できる施設として何とか整備をしていきたいという考え方でいます。

その中でも、やはりそばというのは重要な特産品の一つと考えておりますので、ぜひ中では活かした使い方をさせていただきたいと考えておりますし、あと、強いて言えばメロンですとかワインを前面に出したような形で浦臼町の農産物をアピールしていきたいと、当然、全般的なものにはなるのですが、少し特化したような形で前面に出していきたいと考えているところです。

次に車中泊の車両のスペースですが、1点ちょっと理解できなかったところがあったのですが、下にも充電設備があると言われたような気がしたのですが、下にあるのは車を止めて充電できるというよりは、コンセントがあって電気が利用できるというのが下の施設になりますので、充電用途ではないということになります。ですから下のキャンプ場一帯に車両を止められる所はありますが、私たちといいますか、ワークショップ等の大方の意見でもありましたけれど、最近では大きな車といいますか、車中泊できる車両も増えてきておりますので、道の駅に併設した形で設置されているのも一般化してきているというお話でもありましたので、とりあえず今のところは設計の方に含めさせていただいています。

3点目の既存店への対応ですが、当然、今申し上げたようにそばは非常に大事

なうちの特産品として考えております。それをどうつなぐかという問題かと思っておりますけれど、担当の方とも話しまして、まずは休養村自体が活用できるものなのかどうかを、まずそこをはっきりさせなければ話も前に進みませんので、できれば本人立ち会いの下で見ていただいて、前向きな形で話は今後させていただきたいと思っております。当然、保健所等が絡んでくる話にもなりますので、そもそも駄目なのか、こうすればいいですよという話になるのかという部分も前に進むための重要な話にもなってきますので、利用に向けて課題があれば一つ一つ解決していきたいと考えているところです。本当に早々にでも着手しますので、ご協力いただきたいと思います。

最後の、温泉の将来の処置ですけれど、温泉と休養村の両方ですかね、休養村の方は昭和50年築ということで、もう50年経過しているということで耐震自体は当然ないという判断をしております。温泉の方も、いずれ正式にご相談をさせていただくことになろうかと思っておりますけれど、かなり躯体的に弱っているというような判断も出てきておりますので、その経過も含めましてご相談をさせていただきたいと思っております。

前も申し上げましたけれど、道の駅と食品加工場ということで今回、地域未来交付金をいただくように申請しているところですが、ただ単に温泉施設というだけではちょっと厳しいという話も聞いておりますので、財源的にも道の駅とは異なる扱いになっているという部分につきましては、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

特にぼたん亭のお話については前向きに、早急に対応しますよということで、いいお返事聞けたのでよかったと思っております。

せっかくね、今まで道の駅に通って、わざわざそばを食べに来られる方もいらっしゃるわけですから、そういう方々を何とか引き止めてリピーターとしていくためにも大切なことだと思います。

是非とも補助金が認可されることを願ってやまないわけですが、先ほどの高田議員の質問の時もそうだったのですが、一応聞いておきます。仮にですよ、この補助金が今回駄目だった場合は、実施設計は続けていきます、それでいつか補助金が下りるまで申請を続けていく、ということでもいいのですか。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

明確にお答えしづらいところもありますけれど、実施設計自体も補助対象になっているということをご理解いただければと思っております。

実施設計から始まって最後まで補助対象ということで進めてまいりますので、さすがに単費だけではちょっときついなという思いはありますけれど、ただ、1年ずれ

てでも何とか実現はしていきたいと考えています。

○議長（小松正年君）

これをもって一般質問を終わります。

◎日程第2 議案第11号 ～ 日程第6 議案第15号（一括議題）

○議長（小松正年君）

お諮りします。

日程第2、議案第11号から日程第6、議案第10号までの5件については、関連がありますので一括して議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、

日程第2、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について

日程第3、議案第12号 令和8年度浦臼町一般会計予算

日程第4、議案第13号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計予算

日程第5、議案第14号 令和8年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算

日程第6、議案第15号 令和8年度浦臼町下水道事業会計予算については、一括議題とすることに決定しました。

本件については、予算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果の報告を中川予算審査特別委員長に求めます。

中川委員長。

○中川清美君

ただいま議題となっております、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、議案第12号 令和8年度浦臼町一般会計予算、議案第13号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、議案第14号 令和8年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、議案第15号 令和8年度浦臼町下水道事業会計予算について、特別委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

3月3日に開催されました本会議において、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会が設置され、5件の議案が付託され、去る3月9日及び10日の2日間にわたり、慎重かつ熱心に審議したところであります。

その結果は、報告書の記載のとおりとなっておりますので内容については省略をいたしますが、本委員会はいずれも原案可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（小松正年君）

ただいま、予算審査特別委員長より報告がありました。

お諮りします。

議案第11号から議案第15号までの5件については、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託した審査案件であります。この際、討論は省略し、予算審査特別委員長報告のとおり可決することにしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議がありますので、初めに、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和8年度浦臼町一般会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

（砂場議員挙手）

○議長（小松正年君）

討論がありますので、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

私は、一般会計予算にて反対の立場から討論させていただきます。

まず、福祉バス事業ですが、この事業はバスありきの事業と考えます。ですから、事業継続を長い目で見た場合、バス購入が自然と考えます。

現在の行い方では、申し込みがあればバスを借り上げるわけですが、質問でもあったように申し込みの団体が役場所管の場合は、所管の課が年間計画を鑑みてバス借上げの予算を計上してもいいのではと考えます。その方が安いバスもありますし、例えばお酒や時間の縛りもなくなります。

執行方針でも、町の厳しい財政状況の話もありました。答弁では、今の形が一番費用を抑えられるともありました。現在の完全受け身の青天井が安値というのであれ

ば、これを機に事業廃止がいいと考えます。

次に、道の駅の件ですが、この事業は私が議員になる前から紆余曲折しており、職員も大変な思いをしていると思っていましたので、たとえ10億円が20億円になろうとも、行政のプロが助成金やプロセスを考えて出したことならば賛成しようとも考えておりました。

しかし、ここに来て温泉が完全に分離されてしまうという話を伺いました。その点において、私は町民と話す機会を多く作っておりますが、道の駅関連はよく聞かれます。その場合は聞いている情報を言うのですが、決まってそのあとに温泉は、と聞かれます。今までは町民の声を聞くということで道の駅が先行していますが、温泉も役場の方はきちんと考えていますよ、と答えてまいりました。それだけ関心の高い事業だと思っております。

それが答弁では、温泉は予算に入っていないということをお聞きしました。以前は同じくと考えていたが、路線変更したともありました。なぜ変更したときに説明がなかったのか、ちょっと不思議に思っております。

このたびの予算が通ってから町民に聞かれた場合、私はきちんと答える自信がございません。やはり道の駅と温泉を鶴沼一体の開発事業と捉え、総予算をしっかりと提示して、これで行かせてくださいというのが当然だと考えます。また、最低でも今後の温泉にかかる費用や資金繰り等、ロードマップの開示までは行っていただきたいと思っております。ほかの議員は町民に聞かれた場合、今の状況でもしっかりと答えることができるのでしょうか。

以上2点をもって、議員の皆様に一考の余地があると考え反対討論といたします。

○議長（小松正年君）

次に、賛成討論の発言を許します。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

令和8年度浦臼町一般会計予算に賛成する立場から討論をいたします。

本町の令和8年度予算編成につきましては、第5次浦臼町総合振興計画基本構想の3つの理念である、持続可能な地域社会の構築、魅力ある地域づくり、住民参加型社会の実現を全施策共通の概念と位置付け、持続可能な財政運営のもと、地域及び産業の振興に資する具体的な取り組みをスタートさせる予算編成となっております。

公共事業では、令和7年度に基本設計を行いました観光拠点施設整備事業につきまして、その成果を踏まえて、令和8年度は実施設計業務及び一部財産の解体に着手するものであります。

また、基幹産業である水稻においては、消費者や実需者に対し、さらなる高品質米の通年出荷を行うため、米穀乾燥調製施設低温倉庫の改修、町立診療所整備事業では、建替え最終年として駐車場や堆雪スペース等の外構工事、教育関係では学習環境の整備として、小中学校のLED改修事業などを行うものであります。

予算全体としては、物価高騰に伴い維持管理経費の増税が見込まれていますが、基金繰入や地方債の発行による財源確保を行った予算編成となっております。

物価高騰に伴い、町財政は厳しい状況にあります。道の駅の整備や子どもたちを健やかに育む環境づくり、農業や商工業に対する振興政策、生活基盤充実のための事業、安心安全な地域づくりに向けた取り組みなど、健全な行財政基盤の確立を目指し、経費の節減、効率化に努めた予算計上となっております。

今後の財政健全化に向けていろいろな課題もありますが、令和8年度予算編成については、これから検討すべき余地があることを考慮しても、評価すべきものであります。

以上のことから、私は議案第12号 令和8年度一般会計予算に賛成するものであります。議員各位におかれましてもご賛同くださいますよう心からお願い申し上げます。賛成討論といたします。

○議長（小松正年君）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立多数です。

したがって、議案第12号 令和8年度浦臼町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第13号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和8年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第14号 令和8年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和8年度浦臼町下水道事業会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第15号 令和8年度浦臼町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第16号

○議長（小松正年君）

日程第7、議案第16号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは予算書のご用意をお願いいたします。

議案第16号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）。

令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の追加は、「第1表地方債の補正」による。

令和8年3月17日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭。

第1表地方債の補正についてご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

1. 追加でございます。

過疎地域持続的発展特別事業、限度額4320万円でございます。本事業は過疎対策事業債のうち、いわゆるソフト対策事業に充当する地方債として借り入れるものでございます。

起債の方法につきましては、証書借入。利率につきましては6.5%以内といたします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。償還の方法でございますが、政府資金につきましてはその融資条件によるものとし、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるものでございます。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものといたします。

以上が、議案第16号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第16号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 請願第1号

○議長（小松正年君）

日程第8、請願第1号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見の請願を議題とします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なしと言う人あり」]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なしと言う人あり」]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第1号を、採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、請願第1号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見の請願は、採択することに決定しました。

◎日程第9 意見書案第1号

○議長（小松正年君）

日程第9、意見書案第1号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書を議題といたします。

お諮りします。

本件については、ただいまこの趣旨に沿った請願が採択されたところです。

したがって、本件については、みなし採択にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書は、原案のとおり採択することに決定しました。

◎日程第10 所管事務調査

○議長（小松正年君）

日程第10、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長並びに議会運営委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これで、本日の日程は全部終了いたしました。この会議を閉じます。

令和8年第1回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時14分